

国立大学法人熊本大学職員給与規則

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 基本給の決定(第8条―第12条)
- 第3章 手当(第13条―第38条)
- 第4章 賞与(第39条―第41条)
- 第5章 給与の特例等(第42条―第47条)
- 第6章 給与の計算(第48条―第51条)
- 第7章 雑則(第52条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。)第28条及び国立大学法人熊本大学再雇用職員就業規則(平成19年3月26日制定。以下「再雇用職員就業規則」という。)第25条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(職員就業規則第2条第1項第4号、第5号及び第7号の職員並びに第6号の再雇用職員のうち有期再雇用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 基本給月額 基本給表に定められている号給であつて、第29条に規定する基本給の調整額及び第32条に規定する教職調整額を含まないものをいう。
- (4) 部局 各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、各研究所、病院、大学院先導機構、熊本創生推進機構、大学教育統括管理運営機構、グローバル推進機構、先進軽金属材料国際研究機構、各研究機構、熊本大学学則(平成16年4月1日制定)第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び保健センター

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給、手当及び賞与とする。

(基本給)

第4条 職員の受ける基本給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものとする。

2 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職基本給表(二)(別表第2)
- (3) 教育職基本給表(一)(別表第3)
- (4) 教育職基本給表(二)(別表第4)
- (5) 教育職基本給表(三)(別表第5)
- (6) 医療職基本給表(一)(別表第6)
- (7) 医療職基本給表(二)(別表第7)
- (8) 指定職基本給表 (別表第8)

3 前項の規定にかかわらず、再雇用職員就業規則第2条第2項第2号の短時間勤務再雇用職員(以下「短時間勤務再雇用職員」という。)の基本給月額は、前項第1号から第7号までに定める基本給表の職務に応じて決定された級の再雇用職員の基本給月額に、そ

の者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員(以下「指定職員」という。))を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。
- 5 前項でいう指定職員は、病院長その他国立大学法人熊本大学の長(以下「学長」という。)が別に指定した職員とする。

(手当)

第5条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 特別都市手当
- (4) 広域異動手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 基本給の調整額
- (10) 初任給調整手当
- (11) 義務教育等教員特別手当
- (12) 教職調整額
- (13) 安全衛生管理手当
- (14) 入試手当
- (15) 教員免許状更新講習講師手当
- (16) 専門看護師等手当
- (17) 専門技師等手当
- (18) ME危険業務従事手当
- (19) 待機手当
- (20) 超過勤務手当
- (21) 休日給
- (22) 夜勤手当
- (23) 宿日直手当
- (24) 時間外診療担当手当
- (25) 救急勤務医手当
- (26) 時間外分娩手当
- (27) 新生児医療担当医手当
- (28) 指導医手当
- (29) 監査担当医師手当
- (30) リサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当
- (31) 競争的研究費等獲得手当
- (32) 管理職員特別勤務手当

(賞与)

第6条 賞与は、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当とする。

(給与の支給日)

第7条 基本給、第5条第1号から第7号までに規定する手当、第5条第9号から第13号までに規定する手当、第5条第16号から第18号までに規定する手当及び第30号に規定する手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、第5条第8号、第14号及び第15号に規定する手当、第5条第19号から第29号までに規定する手当並びに第5条第32号に規定する手当は、その月の分を翌月の17日に支給するものとする。ただし、次に掲げ

る場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たる場合は 15日
 - (2) 17日が土曜日に当たる場合は 16日
 - (3) 17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たる場合は 18日
- 2 競争的研究費等獲得手当は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはこれらの日の前日とする。
- (1) 4月1日から9月30日までの期間に受託研究契約、共同研究契約又は学術コンサルティング契約(熊本大学学術コンサルティング約款による契約を含む。)(以下「受託研究契約等」という。)(の締結手続が完了した競争的研究費(資金配分機関が直接経費を研究代表者又は研究分担者の人件費に充当することを認めているものに限る。以下同じ。)、受託研究費(競争的研究費を除く。)、共同研究費又は学術コンサルティング料(以下「競争的研究費等」という。)(の受託研究契約等の期間の初日が属する年度(以下「契約初年度」という。)(の配分額に係る分を支給する場合 契約初年度の12月10日
 - (2) 10月1日から翌年3月31日までの期間に受託研究契約等の締結手続が完了した競争的研究費等の契約初年度の配分額に係る分を支給する場合 契約初年度の翌年度の6月30日
 - (3) 契約初年度の翌年度以降の各年度の配分額に係る分を支給する場合 契約初年度の翌年度以降の各年度の12月10日
- 3 賞与は、6月30日及び12月10日に支給するものとする。ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはこれらの日の前日とする。

第2章 基本給の決定

(初任給等)

第8条 新たに採用する者の基本給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、他の職員との均衡等を考慮して、別に定めるところにより決定する。

- 2 初任給基準を異にする異動(職員を同一基本給表内において初任給基準表に異なる初任給の定めのある他の職種に異動させることという。)(又は基本給表の適用を異にする異動(職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させることをいう。)(におけるその職員の号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第9条 昇格は、職員(指定職員を除く。以下この条から第12条において同じ。)(の従事する職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、総合的な能力の評価により行うことができる。

- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合、その者に適用する基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるところにより決定する。

(降格)

第10条 職員を降任させた場合は、下位の級に降格させることができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績(教育職基本給表(一)の適用を受ける職員のうち教授、准教授、講師及び助教にあっては、当該年度に実施したその者の業績評価(国立大学法人熊本大学教員業績評価要項(令和年12月26日制定)に定めるところにより実施する業績評価をいう。以下同じ。)(の結果及び同日前1年間におけるその者の勤務成績)に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)(を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員

でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 55歳(一般職基本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員(次項に掲げる職員を除く。)の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員のうち55歳を超え60歳に満たないものに関する第2項の規定の適用については、同項中「4号給(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

第3章 手当

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(以下「扶養親族」という。)のある職員に対して支給する。ただし、指定職員及び再雇用職員(職員就業規則第2条第1項第6号の職員をいう。以下同じ。)には支給しない。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき6,500円(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

5 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶

養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、別表第9に掲げる職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 別表第9に掲げる職員に係る管理職手当の区分は、同表の管理職欄の区分に応じ、同表の適用区分欄に定める区分とする。

3 第1項本文に規定する職員に支給する管理職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、別表第9に掲げる管理職欄の管理職を2以上占める職員については、当該2以上の管理職のうち、同表に定める適用区分が最も高い管理職に係る管理職手当に限り支給するものとする。

(1) 再雇用職員以外の職員 当該職員に適用される基本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る前項の規定による区分(以下「当該管理職の区分」という。)に応じ、別表第9の2の管理職手当欄に定める額

(2) 再雇用職員 当該職員に適用される基本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該管理職の区分に応じ、別表第9の3の管理職手当欄に定める額(短時間勤務再雇用職員にあっては、その額にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

4 第1項本文に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務災害又は通勤災害(職員就業規則第64条にいう業務上若しくは通勤途上において負傷し、又は疾病にかかった場合のことをいう。以下同じ。))により勤務しなかった場合を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。

(特別都市手当)

第15条 特別都市手当は、次の各号に定める地域に在勤する職員に支給する。

(1) 東京都特別区

(2) 学長が他の職員との均衡上特に必要があると認める地域

2 特別都市手当の月額、基本給の月額(基本給月額に基本給の調整額及び教職調整額を含んだものをいう。以下同じ。)並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項第1号 100分の20

(2) 前項第2号 学長が他の職員との均衡上必要と認める支給割合

3 第1項に定める地域に在勤する者で、引き続き本学に採用されたもののうち、人事交流職員(国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成16年4月1日制定。以下「職員雇用規則」という。))第2条第6号に規定する人事交流により本学に採用された職員のうち、採用直前の機関の在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなすものをいう。以下同じ。)である場合(当該者が当該採用の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。)において、基本給の月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該採用の日から2年を経過するまでの間、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から2年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該採用の日の前日に在勤していた機関において当該機関への採用に伴い特別都市手当の異動保障に相当する手当を支給され、その支給が2年を経過し

ていないこととなる場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、別に定める。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合(採用の日の前日に在勤していた機関において受けていた特別都市手当の支給割合をいう。以下同じ。)
 - (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 人事交流職員のうち、第1項に掲げる支給地域以外に在勤する者であって、特別都市手当に相当する手当を支給されている者が、引き続き本学に採用された場合において、当該採用直後に勤務する支給地域に係る特別都市手当の支給割合が採用前の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には前項の規定に準じて特別都市手当を支給する。

(広域異動手当)

第15条の2 職員(一般再雇用職員を除く。以下この条において同じ。)がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給の月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 本学に採用されたもののうち、人事交流職員である者又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該特別都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第 16 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職員及び再雇用職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学及び国から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第 18 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 前項の手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 算定単位期間（通勤手当の算定の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 か月））につき、別に定めるところにより算出したその者の算定単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を算定単位期間の月数で除して得た額（以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、算定単位期間につき 55,000 円に算定単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る算定単位期間のうち最も長い算定単位期間につき、55,000 円に当該算定単位期間の月

数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、算定単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、1か月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円

ロ

使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 1か月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が55, 000円を超えるときは、55, 000円まで支給する。)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第1号により算出した額とし、その額が前号に掲げる額に満たないときは、前号に掲げる額とする。

- 3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20, 000円を超えるときは、20, 000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、人事交流職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、算定単位期間(別で定める通勤手当にあっては、別で定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該の職員に、算定単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第18条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員(一般再雇用職員を除く。以下この条において同じ。)で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で別表第11に掲げる交通距離の区分に応じた額を加算した額)とする。
- 3 人事交流職員が本学への採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当の種類等)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職員には支給しない。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 爆発物取扱等作業手当
- (2) 死体処理手当
- (3) 防疫等作業手当
- (4) 放射線取扱手当
- (5) 異常圧力内作業手当
- (6) 夜間看護等手当
- (7) 夜間業務従事手当
- (8) 教員特殊業務手当
- (9) 教育実習等指導手当
- (10) 教育業務連絡指導手当

(爆発物取扱等作業手当)

第 20 条 爆発物取扱等作業手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員が直接に高压ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3 0 0 円とする。ただし、作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合にあっては、その額に 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額とする。

(死体処理手当)

第 21 条 死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の処理作業に従事したとき。

(2) 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、第 1 号の作業については 3, 2 0 0 円(第 2 9 条により基本給の調整額を受ける職員を除く。)、第 2 号の作業については 1, 0 0 0 円とする。ただし、同一の日において、第 1 号の作業及び第 2 号の作業に従事した場合にあっては、第 2 号の作業に係る手当は支給しない。

(防疫等作業手当)

第 22 条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める感染症並びに学長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち教育職基本給表(一)の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 2 9 0 円(第 2 9 条により基本給の調整額を受ける職員を除く。)とする。

(放射線取扱手当)

第 23 条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療放射線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。

(2) 前号のほか、職員が管理区域(放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律施行規則(昭和 3 5 年 9 月 3 0 日総理府令第 5 6 号)に定める放射線障害の発生するおそれがあるとして定められた区域をいう。)内において外部放射線被ばくの実効線量が月の初日から末日までの間に 1 0 0 マイクロシーベルト以上になる放射線取扱業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月 1 月につき 7, 0 0 0 円とする。

(異常圧力内作業手当)

第 24 条 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が高気圧治療室内において高压の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。

(2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業 作業に従事した時間 1 時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
0. 2 メガパスカルまで	2 1 0 円
0. 3 メガパスカルまで	5 6 0 円

0. 3メガパスカルを超えるとき	1, 000円
------------------	---------

- (2) 前項第2号の作業 手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額。

潜水深度の区分	手当額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1, 500円

- 3 一給与期間での第1項の手当の額は、前項の作業の区分ごとの合計時間(合計時間は分単位とし、10分に満たない端数があるとき又は当該合計時間が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を10分に切り上げる。)のそれぞれを60で除して得た値に、前項に定める区分に応じた額を乗じて算定したものの合計額とする。

(夜間看護等手当)

第25条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、職員就業規則第38条及び第45条に定める勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時までをいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の区分に定める額とする。

勤務の区分		手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	深夜における勤務時間に専従する場合の勤務	10,000円
	深夜における勤務時間に専従しない場合の勤務	7,600円
勤務時間が深夜の一部を含む勤務	深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,700円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,200円
	深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,200円

- 3 助産師、看護師又は准看護師が、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(通勤手当の認定で、通勤距離が片道2km未満である職員及び通勤のため自動車等を使用することを常例とし、通勤距離に応じた手当の支給を受ける職員を除く。)は、前項に定める額に通勤距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

通勤距離	手当額
2～5km未満	380円
5～10km未満	760円
10km以上	1, 140円

(夜間業務従事手当)

第25条の2 夜間業務従事手当は、病院の薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士が、職員就業規則第38条及び第45条に定める勤務時間に深夜の全部を含む勤務であって、深夜において行われる業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき4,000円とする。

(教員特殊業務手当)

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校(教育学部附属の小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。以下同じ。)に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - イ 非常災害時における児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - ロ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ハ 児童等に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)におい

て児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

- (3) 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は休日に行うもの
- (4) 附属学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる業務の区分に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	6,400円(被害が特に甚大な非常災害で心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
前項第1号ロ及びハの業務	6,000円
前項第2号及び第3号の業務	3,400円
前項第4号の業務	2,400円
前項第5号の業務	900円

- 3 第38条に規定する管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

(教育実習等指導手当)

第27条 教育実習等指導手当は、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、教育学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は職員就業規則第38条及び第45条に定める勤務時間を超えて当該実習の前後それぞれ6日間(当該年度において、2以上の教育実習が行われる場合にあっては、年間24日以内とする。)を超えない範囲で行う準備又は整理業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

(教育業務連絡指導手当)

第28条 教育業務連絡指導手当は、附属学校(附属幼稚園を除く。)に勤務する教諭のうち、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 教務主任
- (2) 学年主任
- (3) 研究主任
- (4) 教育実習主任
- (5) 生徒指導主事
- (6) 進路指導主事(ただし、附属特別支援学校高等部の主事に限る。)

- 2 前項の手当の月額は、4,000円とする。

(基本給の調整額)

第29条 基本給の調整額は、職務内容、勤労条件等の特殊性に基づき、基本給を調整するものであり、別表第12に掲げる職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

- 2 前項の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第13に掲げる調整基本額にその者に係る別表第12の調整数を乗じて得た額を支給する。

- 3 前項の規定にかかわらず、短時間勤務再雇用職員にあっては、前項の規定による額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給調整手当)

第30条 初任給調整手当は、新たに採用された職員(教育職基本給表(一)の適用を受ける職員)で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有するものに支給する。ただし、再雇

用職員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、月額 50,800 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じた額を支給する。

- 3 前項の規定により初任給調整手当の月額を採用の日以後の期間の区分に応じた別表第 14 に掲げる額とする。

(義務教育等教員特別手当)

第 31 条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。

- 2 前項の手当の月額は、20,200 円を超えない範囲内で、別表第 15 に定める額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、附属幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭及び養護教諭には前項の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を支給する。

(教職調整額)

第 32 条 教職調整額は、基本給を調整するものであり、附属学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に支給する。

- 2 前項の教職調整額は、その者の基本給月額の 100 分の 4 に相当する額を支給する。

(安全衛生管理手当)

第 33 条 安全衛生管理手当は、本学職員で産業医、作業環境測定士及び衛生管理者の職務を命ぜられたものに支給する。ただし、指定職員には支給しない。

- 2 前項の手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 産業医(黒髪事業場) | 20,000 円 |
| 産業医(病院事業場) | 20,000 円 |
| 産業医(大江・本荘事業場) | 15,000 円 |
| 産業医(京町事業場) | 5,000 円 |
| (2) 作業環境測定士 | 3,000 円 |
| (3) 衛生管理者 | 2,000 円 |

(入試手当)

第 33 条の 2 入試手当は、職員が、別表第 15 の 2 に掲げる入試区分に応じ、同表に掲げる業務に従事した場合に支給する。ただし、指定職員及び第 14 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下「特定管理職員」という。)には出題委員及び採点委員業務に従事した場合に限り支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第 15 の 2 に掲げる入試区分及び業務区分に応じ、同表の手当額欄に定める額とする。

- 3 入試手当は、別表第 15 の 2 に掲げる業務について、第 34 条第 1 項に規定する超過勤務手当が支給される日又は第 35 条に規定する休日給が支給される日若しくは第 38 条に規定する管理職員特別勤務手当が支給される日には支給しない。

(教員免許状更新講習講師手当)

第 33 条の 3 教員免許状更新講習講師手当は、教育職基本給表(一)の適用を受ける職員が、教員免許状更新講習において、講師業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 時間につき 8,000 円とする。

- 3 職員就業規則第 45 条第 1 項に定める休日又は職員勤務時間等規則第 4 条若しくは第 5 条の規定により休日となった日に教員免許状更新講習の講師業務に従事した場合は、第 35 条に規定する休日給又は第 38 条に規定する管理職員特別勤務手当は教員免許状更新講習講師手当に含まれるものとみなし、当該休日給又は当該管理職員特別勤務手当は支給しない。ただし、休日給又は管理職員特別手当の額が教員免許状更新講習講師手当の額を超える場合は、当該休日給又は当該管理職員特別勤務手当を支給し、教員免許状更新講習手当は支給しないものとする。

(専門看護師等手当)

第 33 条の 4 専門看護師等手当は、社団法人日本看護協会による専門看護師又は認定看護

師の認定を受けている助産師又は看護師で、当該認定に係る看護分野の業務に従事するものに支給する。

- 2 前項の手当の月額、専門看護師にあつては10,000円、認定看護師にあつては5,000円とする。

- 3 助産師又は看護師が専門看護師及び認定看護師の認定を受けている場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。

(専門技師等手当)

第33条の5 専門技師等手当は、別に定める専門技師等の各種認定を受けている医療職基本給表(一)又は医療職基本給表(二)の適用を受ける職員で、専門技師等の業務に従事するものに支給する。

- 2 前項の手当の月額、5,000円又は3,000円とする。

(ME危険業務従事手当)

第33条の6 ME危険業務従事手当は、病院の中央手術部又は腎・血液浄化療法センターにおいて勤務する臨床工学技士及び腎・血液浄化療法センターにおいて透析業務に従事する看護師に支給する。ただし、基本給の調整額を支給される職員には支給しない。

- 2 前項の手当の月額、9,200円とする。

- 3 第1項の臨床工学技士及び看護師が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務災害又は通勤災害により勤務しなかった場合を除く。)は、その月のME危険業務従事手当は支給しない。

(待機手当)

第33条の7 待機手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 病院の医療技術職員のうち、勤務時間外又は休日における緊急業務を行うための呼出しに備え、予め計画的に待機を命ぜられたもの

- (2) 大学院生命科学研究部及び病院の教育職員及び技術職員のうち、勤務時間外又は休日における病理解剖業務を行うための呼出しに備え、予め計画的に待機を命ぜられたもの

- 2 前項の手当額は、待機1回につき1,000円とする。

(超過勤務手当)

第34条 超過勤務手当は、職員就業規則第40条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により時間外勤務を命じられた職員(指定職員及び特定管理職員を除く。次項、次条及び第36条において同じ。)が、当該時間外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(短時間勤務再雇用職員にあつては、その者の1日の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、7時間45分に達するまでの間における時間外勤務については100分の100)を、当該勤務が深夜に行われた場合は100分の150(短時間勤務再雇用職員にあつては、その者の1日の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、7時間45分に達するまでの間における時間外勤務については100分の125)を乗じて得た額を支給する。

- 2 国立大学法人熊本大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年4月1日制定。以下「職員勤務時間等規則」という。)第5条第4項の規定により休日の振り替えを行った職員には、当該勤務をした全時間のうち7時間45分に達するまでの間における勤務については、勤務1時間につき、第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の50)を、7時間45分を超える勤務については、勤務1時間につき、100分の125(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を支給する。

- 3 時間外勤務の時間が1か月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間に係る前2項の規定の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の150」と、「100分の100」とあるのは「100分の150」と、「100分の150」とあるのは「100分の175」とする。

職員の区分	勤務の区分	手当額
診療に従事したときに職員勤務時間等規則第4条又は第5条の規定により勤務が割り振られている医師	夜間	6,000円
	休日の昼間	4,000円
前項に該当する医師以外の医師	夜間	18,000円
	休日の昼間	12,000円

と、「100分の25」とあるのは「100分の50」と、「100分の50」とあるのは「100分の75」とする。

(休日給)

第35条 休日給は、職員就業規則第45条第1項に規定する休日並びに職員勤務時間規則第4条又は第5条の規定により休日となった日に業務上の必要により勤務を命じられた職員に、勤務を命じられた全時間に対して、勤務1時間につき、第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を支給する。

2 前条に規定する時間外勤務の時間に前項に規定する休日勤務の時間を加えて得た時間が1か月について60時間を超えた場合におけるその超えた時間に係る前項の規定の適用については、「100分の135」とあるのは「100分の150」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

(夜勤手当)

第36条 夜勤手当は、職員就業規則第38条第4項の規定により勤務時間が深夜に割り振られた職員が、当該深夜勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の25を乗じて得た額を支給する。

(宿日直手当)

第37条 宿日直手当は、職員就業規則第42条に規定する宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 6,800円(次号の宿日直勤務を除く。)

(2) 医師の宿日直勤務にあつては、21,000円

3 第1項の勤務は、前3条に規定する勤務には含まれないものとする。

(時間外診療担当手当)

第37条の2 時間外診療担当手当は、病院において、診療業務に従事する職員のうち、勤務時間外又は休日に救急の外来患者及び病状が急変した入院患者等の診療業務の担当を命ぜられたものに支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当額は、1担当当たり21,000円とする。

(救急勤務医手当)

第37条の3 救急勤務医手当は、病院において、夜間(午後6時から翌日午前8時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は休日の昼間(午前8時から午後6時までをいう。以下この条及び次条において同じ。)に救急患者、周産期患者等の救急診療に従事した医師に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の区分に定める額とする。

3 救急勤務医手当は、第1項に規定する業務について、第34条に規定する超過勤務手当、第35条に規定する休日給、第37条の2に規定する時間外診療担当手当又は次条に規定する時間外分娩手当が支給される日には支給しない。

(時間外分娩手当)

第37条の4 時間外分娩手当は、病院において、夜間又は休日の昼間に分娩業務に従事

した医師(産科医、婦人科医及び小児科医に限る。)に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、その分娩(多胎分娩を含む)1件につき、20,000円とする。

3 時間外分娩手当は、第1項に規定する業務について、第34条に規定する超過勤務手当又は第35条に規定する休日給が支給される日には支給しない。

(新生児医療担当医手当)

第37条の5 新生児医療担当医手当は、病院において、NICUに入院した新生児の主治医を担当する医師に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の額は、新生児1人につき、10,000円とする。

(指導医手当)

第37条の6 指導医手当は、病院において、医員(研修医)に対し医師法第16条の2第1項又は歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修において指導を行った医師又は歯科医師(以下「指導医」という。)に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の月額、次に掲げる指導医の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 医師免許又は歯科医師免許を取得した日(以下「免許取得日」という。)から7年以上の期間を経過した指導医で、医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について(平成16年3月18日医政発第0318008号)又は歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について(平成16年6月17日医政発第0617001号)に基づく講習会を修了したもの 15,000円

(2) 免許取得日から7年以上の期間を経過した指導医(前号の指導医を除く。)

10,000円

(3) 免許取得日から2年以上7年未満の期間を経過した指導医 5,000円

(監査担当医師手当)

第37条の7 監査担当医師手当は、病院において、診療録の監査及び記載の指導を命ぜられた医師又は歯科医師に支給する。ただし、指定職員には支給しない。

2 前項の手当の月額、5,000円とする。

(リサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当)

第37条の8 リサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当は、研究支援職員に支給する。

2 前項の手当の月額、次に掲げる職名に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) シニアリサーチ・アドミニストレーター 28,000円

(2) 主幹リサーチ・アドミニストレーター 26,000円

(3) 准主幹リサーチ・アドミニストレーター 24,000円

(4) 主任リサーチ・アドミニストレーター 20,000円

(5) リサーチ・アドミニストレーター 18,500円

3 第1項の研究支援職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務災害又は通勤災害により勤務しなかった場合を除く。)は、その月のリサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当は支給しない。

(競争的研究費等獲得手当)

第37条の9 競争的研究費等獲得手当は、第7条第2項第1号に掲げる場合にあっては契約初年度の12月1日、同項第2号に掲げる場合にあっては契約初年度の翌年度の6月1日、同項第3号に掲げる場合にあっては契約初年度の翌年度以降の各年度の12月1日に在職する教育職基本給表(一)の適用を受ける職員で、別に定める競争的研究費等を獲得し、直接経費の配分を受けた者に対して支給する。これらの日前1か月以内に退職し、若しくは解雇(職員就業規則第23条第2項に該当する者を除く。以下同じ。)され、又は死亡した者(職員給与規則第42条第7項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 競争的研究費等獲得手当の額は、職員の申請に基づき、当該職員が所属する部局の長が

認めた額とする。ただし、職員ごとの一年度当たりの合計額の上限は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 教授 1,000 万円
- (2) 准教授 800 万円
- (3) 講師 750 万円
- (4) 助教 650 万円

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、当該年度の前々年度に獲得した競争的研究費等の合計額(研究代表者として配分を受けた競争的研究費等の一部を研究分担者に配分する場合にあっては、研究分担者に配分する競争的研究費等の額を差し引いた合計額とする。)が、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する職員で、学長が必要と認める者の当該年度の競争的研究費等獲得手当の合計額の上限は、当該各号に掲げる額とすることができる。

- (1) 1 億円以上 3 億円未満の場合 2,000 万円
- (2) 3 億円以上の場合 4,000 万円

(管理職員特別勤務手当)

第 38 条 管理職員特別勤務手当は、指定職員又は特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員就業規則第 45 条第 1 項に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務したときに支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 1 項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務 1 回につき、それぞれ次に定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して 6 時間を超える勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。)

イ 特定管理職員 12,000 円を超えない範囲内で別表第 16 に定める額

ロ 指定職員 イに定める手当額のうち最高のものに 100 分の 150 を乗じて得た額

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内で別表第 16 に定める額

4 第 1 項の勤務をした後、引き続いて第 2 項の勤務をした特定管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第 4 章 賞与

(期末手当)

第 39 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 41 条まで並びに第 43 条及び附則第 7 項第 4 号及び第 5 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(指定職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第 7 条第 3 項に規定する日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇(職員就業規則第 23 条第 2 項に該当する者を除く。以下同じ。)され、又は死亡した職員(第 42 条第 7 項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 127.5 を乗じて得た額(特定幹部職員(別表第 17 に掲げる職員のうち、管理職手当の区分が 1 種又は 2 種であるものをいう。以下同じ。)にあっては、100 分の 107.5 を乗じて得た額)に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の別表第 18 に掲げる在職期間の区分に応じ、当該割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定は、再雇用職員の期末手当の額に準用する。この場合において同項中「10

0分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき基本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 職員でその職務の級が別表第19に掲げる職務の級にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に基本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める加算割合を乗じて得た額(別表第17に掲げる職員にあっては、その額に基本給月額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 7 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第56条第1項第5号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条第2項の規定により解雇された職員
 - (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職(職員雇用規則第2条第9号に規定する職員としての身分を失うことをいう。以下同じ。)した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 8 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する社会の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 9 前項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第40条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(指定職員を除く。)に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績(教育職基本給表(一)の適用を受ける職員のうち教授、准教授、講師及び助教にあっては、当該年度に実施したその者の業績評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績)に応じて、それぞれ基準日の属する月の第7条第3項に規定する日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の別表第 20 に掲げる勤務期間の区分に応じ、当該割合及び学長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員の区分ごとの総額(以下この条において「支給総額」という。)は、それぞれ各号に定める額の範囲内(以下この条において「上限額」という。)とする。ただし、6 月期に支給した支給総額が、各号に定める上限額に達しない場合には、6 月期の支給総額と上限額の差額を当該年度の 12 月期の上限額に加えることができる。
- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100 分の 95(特定幹部職員にあっては、100 分の 115)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 勤勉手当基礎額に、100 分の 45(特定幹部職員にあっては、100 分の 55)を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第 39 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中の「前項」とあるのは、「第 40 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前条第 7 項から第 9 項までの規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(期末特別手当)

- 第 41 条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第 7 条第 3 項で規定する日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、100 分の 167.5 を乗じて得た額に基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の別表第 21 に掲げる在職期間の区分に応じ、当該割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ学長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。
 - 3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額(学長が別に定める職員以外の職員にあっては、その額に基本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
 - 4 第 2 項に規定にする在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
 - 5 第 39 条第 7 項から第 9 項までの規定は、第 1 項の規定による期末特別手当の支給について準用する。

第 5 章 給与の特例等

(休職者の給与)

- 第 42 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり職員就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。
- 2 職員が前項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年(結核性疾患にあっては満 2 年)に達するまでは、これに基本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下第 4 項において「基本給等」という。)のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
 - 3 職員が職員就業規則第 14 条第 1 項第 2 号に規定する事由に該当して休職にされたとき

は、当該休職の期間中、これに基本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間が満 3 年に達するまでは、これに基本給等のそれぞれ 100 分の 70 を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第 14 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 8 号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間中の給与については、学長がそのつど定める。
- 6 職員が職員就業規則第 14 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間中、給与を支給しない。
- 7 第 2 項、第 4 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 39 条第 1 項及び第 41 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇(職員就業規則第 23 条第 2 項に該当する者を除く。)され、又は死亡したときは、この条の第 2 項、第 4 項又は第 5 項により当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。
- 8 第 39 条第 7 項から第 9 項までの規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第 39 条第 7 項中「第 1 項」とあるのは、「第 42 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児休業の給与)

第 43 条 職員が職員就業規則第 50 条第 1 項の規定により育児休業をする期間の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものについては前号の規定にかかわらず、基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第 39 条第 1 項に規定する基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - ロ 第 40 条第 1 項に規定する基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員
- (3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(第 11 条第 1 項に規定する昇給日をいう。以下「昇給日」という。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の給与)

第 43 条の 2 職員が職員就業規則第 50 条第 2 項の規定により育児短時間勤務をする期間の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務をする職員の基本給月額、その者の 1 週間当たりの勤務時間数を職員就業規則第 38 条第 1 項に規定する 1 週間の勤務時間数で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
- (2) 育児短時間勤務をする職員には、第 5 条に掲げる手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる手当の額については、当該各号に定めるとおりとする。
 - イ 管理職手当、特別都市手当、広域異動手当、基本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額 それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額
 - ロ 超過勤務手当 1 日の所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、7 時間 45 分に達するまでの間における時間外勤務については、勤務 1 時間につき、第 48 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額
- (3) 第 39 条第 4 項の期末手当基礎額及び第 40 条第 3 項の勤勉手当基礎額の算定に当たっては、前 2 号は適用しない。

(育児時間の給与)

第 43 条の 3 職員が職員就業規則第 50 条第 2 項の規定により育児時間により勤務しない期間については、この規則第 46 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、この規則第 48 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等の給与)

第 44 条 職員が職員就業規則第 51 条第 1 項に規定する介護休業、介護短時間勤務又は介護時間(以下「介護休業等」という。)をする期間の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当については、支給することができる。
- (3) 前条第 1 号から第 3 号までの規定は、介護短時間勤務をする職員の基本給月額、諸手当の支給及び期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の算定について準用する。
- (4) 介護時間により勤務しない期間については、この規則第 46 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、この規則第 48 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(大学院修学休業)

第 45 条 職員が職員就業規則第 52 条に規定する大学院修学休業をする期間の給与については、次に定めるとおりとする。

- (1) 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 大学院修学休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その大学院修学休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給与の減額)

第 46 条 職員が勤務しないときは、休日又は休暇による場合その他勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 48 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の半減)

第 47 条 職員が負傷(業務災害及び通勤災害による負傷を除く。)若しくは疾病(業務災害及び通勤災害による疾病を除く。以下同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(学長が定めるものに限る。)により、当該療養のための病氣有給休暇又は当該措置の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣有給休暇又は当該措置に係る日につき、前条の規定にかかわらず、給与を半減する。ただし、第 5 条に定める手当(同条第 3 号、第 4 号及び第 12 号を除く。)の算定については、当該職員の給与の半減前の額をその算定の基礎となる給与の額とする。

第 6 章 給与の計算

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 48 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、基本給の月額並びに管理職手当、特別都市手当、広域異動手当、特殊勤務手当(第 25 条、第 25 条の 2 及び第 26 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する業務を除く。)、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、安全衛生管理手当、専門看護師等手当、専門技師等手当、ME 危険業務従事手当、新生児医療担当医手当、指導医手当、監査担当医師手当及びリサーチ・アドミニストレーター特殊業務手当の額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定労働日数

を乗じたもので除して得た額とする。

(基本給の月額を支給及び日割計算)

第 49 条 新たに職員となった者にはその日から基本給の月額を支給し、昇格等により基本給月額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた基本給の月額を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給の月額を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給の月額を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により、基本給の月額を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、第 14 条に規定する管理職手当、第 15 条に規定する特別都市手当及び第 15 条の 2 に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第 50 条 第 48 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(給与の支払)

第 51 条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 介護保険料

(4) 文部科学省共済組合の短期掛金、厚生年金保険料及び退職等年金掛金

(5) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(6) 共済積立貯金

(7) 団体積立終身保険

(8) 文部科学省共済組合の貸付金返済

(9) 各事業場の労働者の代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(10) その他法令に別段の定めがあるもの

2 職員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 給与を支払う場合は、職員ごとに賃金台帳を作成するものとする。

第 7 章 雑則

(雑則)

第 52 条 給与の支給その他この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条に規定する職員のうち、平成 16 年 3 月 31 日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号)(以下「給与法」という。)第 6 条第 1 項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(国家公務員の育児休業等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により採用された者で平成 16 年 3 月 31 日に任期満了となる者を除く。以下「承継職員」という。)の施行日におけるこの規則第 4 条第 2 項に規定する基本給表は、行政職俸給表(一)は一般職基本給表(一)と、行政職俸給表(二)は一般職基本給表(二)と、教育職俸給表(一)は教育職基本給表(一)と、教育職俸給表(二)は教育職基本給表(二)と、教育職俸給表(三)は教育職基本給表(三)と、医療職俸給表(二)は医療職基本給表(一)と、医療職俸給表(三)は医療職基本給表(二)と指定職俸給表は指定職基本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

- 3 前項の適用を受ける職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至ったときを基礎とし基本給の級号給を決定する。
- 4 承継職員のうち、施行日前に給与法の適用を受け、4月に支給されることとなっている給与については、この規則を適用しない。
- 5 給与法第 10 条に規定する俸給の調整額及び同法第 11 条の 3 に規定する調整手当は、この規則第 29 条に規定する基本給の調整額及び同規則第 15 条に規定する特別都市手当とし、この規則の施行前に生じた俸給の調整額及び調整手当にかかる経過措置は、それぞれの規則に適用する。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び初任給調整手当を受けていた者は、施行日においてそれぞれこの規則第 13 条に規定する扶養手当、同規則第 16 条に規定する住居手当、同規則第 17 条に規定する通勤手当、同規則第 18 条に規定する単身赴任手当及び同規則第 30 条に規定する初任給調整手当の各支給要件に該当する者とし、その支給要件に変更を生じない場合は、職員からの届出を要することなく、引き続き各手当を支給するものとする。
- 7 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員（附則別表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第 47 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第 10 項及び第 11 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額を減じた額（以下この項及び附則第 10 項において「基本給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 特別都市手当 当該特定職員の基本給月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する特別都市手当の月額）
 - (3) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 39 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項に規定する割合（別表第 18 に規定する割合を除く。以下この号において同じ。）を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並

びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する加算割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額(第40条第4項において準用する第39条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第40条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額(同条第4項において準用する第39条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第40条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当額に100分の1.5を乗じて得た額
- (7) 第42条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第42条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第42条第2項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第42条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第42条第4項 第1号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第42条第5項 第1号から第5号までに定める額に、同項の規定により学長が定める割合を乗じて得た額
 - ヘ 第42条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第2項、第4項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、これらの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- 8 職員就業規則第50条第2項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号給の基本給月額」とあるのは「第43条の2第1号の規定により得た額」と、「同条の」とあるのは「第47条の」と、「当該最低の号給の基本給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第4号及び第5号中「基本給月額」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額減額基礎額」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額とする。
- 9 前2項に規定するもののほか、月の初日以外の日に特定職員以外の者が特定職員となった場合、又は特定職員が特定職員以外の者となった場合、退職し、又は解雇された場合における給与期間の同項に定める額に相当する額の計算は第49条第2項の計算を準用する。
- 10 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第34条から第36条まで及び第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第48条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額、特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1日あたりの勤務時間に年間所定労働日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1日あたりの勤務時間に年間所定労働日数を乗

じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 11 附則第7項の規定が適用される間、第40条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定幹部職員にあっては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附則別表

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	6級
教育職基本給表(一)	5級
教育職基本給表(二)	4級
教育職基本給表(三)	4級
医療職基本給表(一)	6級
医療職基本給表(二)	6級

- 12 平成24年8月1日から平成26年2月28日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第4条第2項各号に掲げる基本給表の適用を受ける職員に対する基本給月額(国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年3月23日制定。以下「平成18年改正給与規則」という。)附則第7条の規定による基本給を含み、当該職員が第47条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた基本給月額(平成18年改正給与規則附則第7条の規定による基本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる基本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

基本給表		割合
一般職基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職基本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職基本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.77
教育職基本給表(三)	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.77
医療職基本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77

指定職基本給表	全ての号給	100分の9.77
---------	-------	-----------

13 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (2) 特別都市手当 当該職員の基本給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- (6) 第 42 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからへまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからへまでに定める額

イ 第 42 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 42 条第 2 項 前項及び第 2 号から第 4 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 42 条第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 3 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 42 条第 4 項 前項及び第 2 号から第 4 号までに定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額

ホ 第 42 条第 5 項 前項及び第 2 号から第 4 号までに定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ヘ 第 42 条第 7 項 第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額(同条第 4 項又は第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同条第 4 項又は第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

14 特例期間においては、第 34 条から第 36 条まで及び第 46 条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第 48 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定労働日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに管理職手当の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定労働日数を乗じたもので除して得た額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

15 特例期間においては、附則第 7 項の規定の適用を受ける職員に対する附則第 12 項、第 13 項第 2 号から第 6 号まで及び前項の規定の適用については、附則第 12 項中「基本給月額に」とあるのは「基本給月額から附則第 7 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、附則第 13 項第 2 号中「基本給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する特別都市手当の月額から附則第 7 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「基本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「基本給月額に対する広域異動手当の月額から附則第 7 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第 7 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第 7 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「附則第 15 項の規定に

より読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ、ニ及びホ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ヘ中「第4号」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えられた第4号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 16 特例期間においては、一般職基本給表(二)、医療職基本給表(一)又は医療職基本給表(二)の適用を受ける職員で医学部附属病院に勤務するものには医学部附属病院業務特例手当を、教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)の適用を受ける職員で教育学部附属学校に勤務する人事交流職員であるものには教育学部附属学校業務特例手当を支給する。
- 17 医学部附属病院業務特例手当及び教育学部附属学校業務特例手当の額は、附則第12項及び第13項の規定により減ずることとされる額並びに附則第14項の規定により減ずることとされる額を第34条から第36条まで及び第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額としてこれらの条の規定により算出した額に相当する額(以下「減額措置額」という。)とする。
- 18 前2項の規定にかかわらず、人事交流職員が本学に採用される直前に在職した地方公共団体(以下「人事交流元」という。)が、特例期間において、附則第12項から第15項までに規定する措置に相当する措置を講じた場合は、当該人事交流職員が人事交流元に在職するとしたならば当該人事交流職員の給与に相当するものから当該措置により減ずることとされる額(以下「仮定減額措置額」という。)が当該人事交流職員の減額措置額未満であるときにあっては減額措置額から仮定減額措置額を減じた額を教育学部附属学校業務特例手当として支給し、仮定減額措置額が減額措置額以上であるときにあっては教育学部附属学校業務特例手当は支給しない。
- 19 教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)の適用を受ける職員で人事交流職員以外のものについては、その者を熊本県との人事交流職員とみなして、前3項の規定を適用する。
- 20 平成25年6月期及び12月期においては、国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成24年7月31日制定。以下「平成24年改正給与規則」という。)による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)附則第13項第4号及び第5号の規定により期末手当及び勤勉手当の額を減ぜられる職員で、平成24年改正給与規則による改正後の給与規則附則第16項に規定する医学部附属病院業務特例手当又は教育学部附属学校業務特例手当の支給を受けていないものには、臨時特例手当を支給する。
- 21 臨時特例手当の額は、平成24年改正給与規則による改正後の給与規則附則第13項第4号及び第5号の規定により減ずることとされる額とする。
- 22 当分の間、教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)の適用を受ける職員で教育学部附属学校に勤務する人事交流職員であるものには、教育学部附属学校教員調整手当を支給する。
- 23 教育学部附属学校教員調整手当の額は、当該職員の級及び号給における、人事交流元の俸給表に定める俸給月額(人事交流元の俸給表に当該職員の号給がない場合は、人事交流元の俸給表に定める最高号給による俸給月額)が教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)に定める基本給月額を超えた場合におけるその超えた額とする。
- 24 前2項の規定にかかわらず、人事交流元が俸給表の改定を行い、当該職員の級及び号給における、人事交流元の俸給表に定める俸給月額が教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)に定める基本給月額と同額又は下回る場合は、教育学部附属学校教員調整手当は支給しない。

- 25 前3項の規定による教育学部附属教員調整手当を支給される職員に関する給与規則第15条第2項、第32条第2項、第39条第5項及び第41条第3項の規定の適用については、各項中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と教育学部附属教員調整手当との合計額」とする。
- 26 教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)の適用を受ける職員で人事交流職員以外のものについては、その者を熊本県との人事交流職員とみなして、附則第22項から前項までの規定を適用する。
- 27 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間(以下「臨時支給期間」という。)、職員に臨時特別都市手当を支給する。
- 28 臨時特別都市手当の額は、基本給の月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た額とする。
- 29 臨時支給期間において、第15条の規定により特別都市手当の支給を受ける者、第15条の2の規定により広域異動手当の支給を受ける者及び附則第22項に規定する教育学部附属学校教員調整手当の支給を受けている者には、臨時特別都市手当は支給しない。
- 30 臨時支給期間において、前3項の規定による臨時特別都市手当が支給される職員に関する第39条から第42条まで、第43条の2、第48条、第49条、附則第7項及び附則第10項の規定の適用については、各条中「特別都市手当」とあるのは、「臨時特別都市手当」とする。

附 則

この規則は、平成17年1月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第30条第2項、別表第1から別表第8まで、別表第13及び別表第14を改正する規定は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成17年12月31日において職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた職員の施行日における基本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が別に定める。
- 3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた基本給月額は、この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則によるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替)

第3条 切替日の前日において国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)別表第1から別表第7までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(学長が別に定める職員にあっては、学長が別に定める期間。以下「経過期間」

という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える基本給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において給与規則別表第1から別表第7までの基本給表に定める職務の級における最高の号給を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 切替日の前日においてその者が受けていた基本給月額(以下「旧基本給月額」という。)が旧級に応じた附則別表第3の旧基本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧基本給月額及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は基本給月額は、この規則による改正前の給与規則によるものとする。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成21年12月24日制定)の施行の日(以下「基準日」という。))において次項に定める減額改定対象職員にあっては当該基本給月額に100分の99.59(指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、100分の99.44)を、基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ次項の表に掲げるものである職員にあっては当該基本給月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(次に掲げる職員を除く。)(以下この項において「基本給経過措置対象職員」という。)には、基本給月額のほか、その差額に相当する額(給与規則附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。

(1) 切替日以降に初任給基準異動(基本給表の適用を異にしない国立大学法人熊本大学初任給、昇給、昇格等の基準(平成16年4月1日制定。以下「基準」という。))別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。)をした職員

(2) 切替日以降に基準級(旧級(附則第2条により新級を定められた職員にあっては、旧級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級)をいう。)より下位の職務の級に降格した職員

(3) 切替日前に休職等期間(職員就業規則第14条第1項第1号、第2号、第5号及び第7号に規定する休職の期間、育児休業の期間、病気休暇の期間又は介護休暇の期間をいう。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 切替日以降に基本給経過措置対象職員でなくなった職員

2 前項に規定する減額改定対象職員とは、適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ次の表の基本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員をいう。

基本給表	級	号給
------	---	----

一般職基本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職基本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職基本給表(一)	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
教育職基本給表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職基本給表(三)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
医療職基本給表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職基本給表(二)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

第 8 条 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前条に規定する職員を除く。)のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(学長が定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける基本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第 1 項第 4 号に掲げる職員(第 1 号掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)及び第 1 号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。))に同項第 4 号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。))には、その差額に相当する額(給与規則附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を、同条の規定に準じて、基本給として支給する。

- (1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合にこの規則による改正前の基準第 21 条又は第 22 条の規定の例により同日において受けることとなる基本給月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者(基準日の翌日以降に基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該基本給月額に相当する額に 100 分の 99.59 を、基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条第 2 項の表に掲げるものである職員である者(基準日の翌日以降に基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条

第2項の表に掲げるものである職員である者となることとなるものにあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、この規則による改正前の基準第20条の規定の例により同日において受けることとなる基本給月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.59を、基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条第2項の表に掲げるものである職員である者にあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合にこの規則による改正前の基準第36条の規定の例により同日において受けることとなる基本給月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.59を、基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条第2項の表に掲げるものである職員である者にあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))
- 2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける基本給月額が学長が別に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(給与規則附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、前項の規定に準じて、基本給として支給する。

第9条 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流職員(当該人事交流職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける基本給月額がその者が切替日の前日に人事交流職員となったものとした場合に同日において受けることとなる基本給月額に相当する額(学長が別に定める職員にあつては学長が別に定める額とし、当該職員以外のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において指定職基本給表の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において指定職基本給表の適用を受ける職員である者となることとなるものにあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.44を乗じて得た額とし、基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条第2項の表に掲げるものである職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において適用される基本給表並びにその級及び号給がそれぞれ前条第2項の表に掲げるものである職員である者となることとなるものにあつては当該基本給月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第7条第1項第4号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当す

る額(給与規則附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を、前 2 条の規定に準じて基本給として支給する。

- 2 人事交流職員であって、当該人事交流職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流職員となり同日から引き続き基本給表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる同条の規定による額に相当する額を、同条の規定に準じて基本給として支給する。

第 10 条 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員のうち、職員雇用規則第 7 条及び第 8 条に規定する任期付職員で、切替日以降に任期が満了し、引き続き再採用されたもので、その者の受ける基本給月額が同日に受けていた基本給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、附則第 7 条及び第 8 条の規定に準じて、基本給として支給する。

第 11 条 附則第 7 条から前条までの規定によるほか、基本給月額の支給について、他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員については、学長が別に定めるところによる。

第 12 条 附則第 7 条から前条までの規定による基本給を支給される職員に関する給与規則第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 39 条第 5 項及び第 41 条第 3 項の規定の適用については、各項中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 18 年 3 月 23 日制定)第 7 条から第 11 条までの規定による基本給の額との合計額」とする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における給与規則の適用に関する特例)

第 13 条 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(特別都市手当に係る経過措置)

第 14 条 平成 22 年 3 月 31 日までの間における給与規則第 15 条に規定する支給割合は、附則別表第 4 のとおりとする。

- 2 附則別表第 5 に掲げる支給地域に在勤する職員には、給与規則第 15 条の規定による特別都市手当のほか、平成 20 年 3 月 31 日までの間、基本給の月額並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に同表に掲げる支給割合を乗じて得た額の特別都市手当を支給する。

第 15 条 平成 22 年 10 月 1 日までの間における給与規則第 15 条第 3 項の適用については、同項 1 号中、「採用前の支給割合」とあるのは「採用前の支給割合(採用の日の前日から 6 か月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に支給割合が改定されたときは、そのうち最も低い支給割合)」とする。

(基本給の調整額の経過措置)

第 16 条 給与規則第 29 条の規定により基本給の調整を行う職員(以下「基本給の調整適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が次項に定める経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条に規定する基本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当

該職員に係る調整数を乗じて得た額(国立大学法人熊本大学再雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条に規定する短時間勤務再雇用職員にあっては、その額にその者の勤務時間を 7 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額)(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を基本給の調整額として支給する。

- (1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き基本給の調整額適用職員(第 3 号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)
- (2) 施行日以後に新たに基本給の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに基本給の調整額適用職員になったとした場合にこの規則による改正前の給与規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の給与規則第 29 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに基本給の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに基本給の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合。以下この号において同じ。)に同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号給を基礎として改正前の給与規則第 29 条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。)にあっては、当該調整基本額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額)

イ 基本給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 附則第 8 条の規定に該当することとなった職員

- (4) 施行日以後に、人事交流職員として新たに基本給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に基本給表の適用を受ける職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合の額

附則別表第 1 職務の級の切替表(附則第 2 条関係)

基本給表	旧級	新級
一般職基本給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
一般職基本給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 職務の号給の切替表（附則第3条項関係）

イ 一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21

イ 一般職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57	
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月未満			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	

イ 一般職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
21	3月未満			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	
22	3月未満			85	65	89	77	73		
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74		
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75		
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		
23	3月未満			89	67	93	81			
	3月以上6月未満			90	67	94	82			
	6月以上9月未満			91	68	95	83			
	9月以上12月未満			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3月未満			93	69	97	85			
	3月以上6月未満			94	70	98	86			
	6月以上9月未満			95	71	99	87			
	9月以上12月未満			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3月未満			97	73	101				
	3月以上6月未満			98	73	102				
	6月以上9月未満			99	74	103				
	9月以上12月未満			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未満			101	75	105				
	3月以上6月未満			102	75	106				
	6月以上9月未満			103	76	107				
	9月以上12月未満			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				
27	3月未満			105	77					
	3月以上6月未満			106	78					
	6月以上9月未満			107	79					
	9月以上12月未満			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未満			109	81					
	3月以上6月未満			110	82					
	6月以上9月未満			111	83					
	9月以上12月未満			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3月未満			113						
	3月以上6月未満			114						
	6月以上9月未満			115						
	9月以上12月未満			116						
	12月以上			117						
30	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						

イ 一般職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
31	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
32	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

□ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

ロ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61

ロ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		

ロ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間						
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21

ハ 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61

ハ 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			

ハ 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

二 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21

二 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	

二 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		

二 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	130			
	6月以上9月未満	131			
	9月以上12月未満	132			
	12月以上	133			
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

へ 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17

へ 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		

へ 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
	12月以上	85	89	89	85	81			
24	3月未満		89	89	85				
	3月以上6月未満		90	90	86				
	6月以上9月未満		91	91	87				
	9月以上12月未満		92	92	88				
	12月以上		93	93	89				
25	3月未満		93	93	89				
	3月以上6月未満		94	94	90				
	6月以上9月未満		95	95	91				
	9月以上12月未満		96	96	92				
	12月以上		97	97	93				
26	3月未満		97	97	93				
	3月以上6月未満		98	98	94				
	6月以上9月未満		99	99	95				
	9月以上12月未満		100	100	96				
	12月以上		101	101	97				
27	3月未満		101	101	97				
	3月以上6月未満		102	102	98				
	6月以上9月未満		103	103	99				
	9月以上12月未満		104	104	100				
	12月以上		105	105	101				
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未満	93	93	93	89			
	3月以上6月未満	94	94	94	90			
	6月以上9月未満	95	95	95	91			
	9月以上12月未満	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未満	97	97	97	93			
	3月以上6月未満	98	98	98	94			
	6月以上9月未満	99	99	99	95			
	9月以上12月未満	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未満	101	101	101	97			
	3月以上6月未満	102	102	102	98			
	6月以上9月未満	103	103	103	99			
	9月以上12月未満	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未満	105	105	105	101			
	3月以上6月未満	106	106	106	102			
	6月以上9月未満	107	107	107	103			
	9月以上12月未満	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未満	109	109	109				
	3月以上6月未満	110	110	110				
	6月以上9月未満	111	111	111				
	9月以上12月未満	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未満	113	113	113				
	3月以上6月未満	114	114	114				
	6月以上9月未満	115	115	115				
	9月以上12月未満	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
31	3月未満	117	117	117				
	3月以上6月未満	118	118	118				
	6月以上9月未満	119	119	119				
	9月以上12月未満	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	122	122					
	6月以上9月未満	123	123					
	9月以上12月未満	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未満	125	125					
	3月以上6月未満	126	126					
	6月以上9月未満	127	127					
	9月以上12月未満	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未満	129	129					
	3月以上6月未満	130	130					
	6月以上9月未満	131	131					
	9月以上12月未満	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未満	133	133					
	3月以上6月未満	134	134					
	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未満	141	141					
	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未満	149						
	3月以上6月未満	150						
	6月以上9月未満	151						
	9月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3月未満	153						
	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表 3 (附則第 4 条関係)

イ 一般職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 2 月未満	1 2 月以上
	旧基本給月額 円					
4 級	3 6 5, 4 0 0	8 5	8 5	8 6	8 6	8 7
	3 6 7, 6 0 0	8 7	8 7	8 8	8 8	8 9
	3 6 9, 8 0 0	8 9	9 0	9 1	9 2	9 3
	3 7 2, 0 0 0	9 3	9 4	9 5	9 6	9 7
	3 7 4, 2 0 0	9 7	9 8	9 9	1 0 0	1 0 1
	3 7 6, 4 0 0	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 4	1 0 5
	3 7 8, 6 0 0	1 0 5	1 0 6	1 0 7	1 0 8	1 0 9
	3 8 0, 8 0 0	1 0 9	1 0 9	1 1 0	1 1 0	1 1 1
	3 8 3, 0 0 0	1 1 1	1 1 1	1 1 2	1 1 2	1 1 3
5 級	3 8 3, 0 0 0	1 0 9	1 1 0	1 1 1	1 1 2	1 1 3
6 級	4 1 8, 7 0 0	8 9	9 0	9 1	9 2	9 3
7 級	4 2 9, 2 0 0	7 7	7 8	7 9	8 0	8 1
	4 3 2, 7 0 0	8 1	8 2	8 3	8 4	8 5
8 級	4 5 3, 2 0 0	6 9	7 0	7 1	7 2	7 3
	4 5 6, 8 0 0	7 3	7 4	7 5	7 6	7 7
9 級	4 8 9, 4 0 0	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7
	4 9 3, 5 0 0	5 7	5 8	5 9	6 0	6 1
1 0 級	5 1 3, 0 0 0	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1
	5 1 7, 4 0 0	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
1 1 級	5 8 0, 3 0 0	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1

ロ 一般職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 1 2 月未満	1 2 月以上
	旧基本給月額 円					
2 級	2 7 8, 6 0 0	1 2 9	1 3 0	1 3 1	1 3 2	1 3 3
	2 8 0, 1 0 0	1 3 3	1 3 4	1 3 5	1 3 6	1 3 7
3 級	3 0 8, 6 0 0	9 7	9 8	9 9	1 0 0	1 0 1
	3 1 0, 4 0 0	1 0 1	1 0 2	1 0 3	1 0 4	1 0 5
	3 1 2, 2 0 0	1 0 5	1 0 6	1 0 7	1 0 8	1 0 9
	3 1 4, 0 0 0	1 0 9	1 0 9	1 1 0	1 1 0	1 1 1
4 級	3 2 6, 1 0 0	1 2 9	1 3 0	1 3 1	1 3 2	1 3 3
5 級	3 5 0, 3 0 0	9 3	9 4	9 5	9 6	9 7
	3 5 2, 5 0 0	9 7	9 8	9 9	1 0 0	1 0 1

ハ 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
	基本給月額 円					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
	359,900	157	157	157	157	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
	417,800	141	141	141	141	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
	478,500	117	117	117	117	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
	511,900	101	101	101	101	101
5級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81
	602,000	81	81	81	81	81

ニ 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
	旧基本給月額 円					
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137
	462,600	137	137	137	137	137

ホ 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
	旧基本給月額 円					
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149
	448,000	149	149	149	149	149

へ 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
	旧基本給月額 円					
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85
7級	491,600	49	50	51	52	53

ト 医療職基本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
	基本給月額 円					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

第2条 国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第14条第1項本文に規定する職員のうち、この規則による改正後の給与規則(以下「新規則」という。)第14条第3項の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当(給与規則附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該手当の額に100分の98.5を乗じて得た額)のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(給与規則附則第7項の規定により給与が減ぜられて支

給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員(以下「同一基本給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規則による改正前の給与規則第 14 条第 1 項に規定する別表第 9 管理職手当表に掲げる管理職に係る同表の適用区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する新規則別表第 9 の適用区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる管理職を占める職員であって施行日以後に当該管理職に相当する管理職を占めるものをいう。第 3 号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当(国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 21 年 12 月 24 日制定)の施行の日(以下「基準日」という。)において同規則に定める減額改定対象職員(以下この号から第 5 号までにおいて「減額改定対象職員」という。)である者)にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59(同規則に定める基本給経過措置対象職員(以下次号から第 5 号までにおいて「基本給経過措置対象職員」という。)のうち減額改定対象職員以外の職員にあっては 100 分の 99.83)を乗じて得た額)
- (2) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員(旧区分より低い区分に相当する新規則別表第 9 の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる管理職を占める職員をいう。第 4 号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第 9 の適用区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59(基本給経過措置対象職員のうち減額改定対象職員以外の職員にあっては 100 分の 99.83)を乗じて得た額)
- (3) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59(基本給経過措置対象職員のうち減額改定対象職員以外の職員にあっては 100 分の 99.83)を乗じて得た額)
- (4) 同一基本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第 9 の適用区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59(基本給経過措置対象職員のうち減額改定対象職員以外の職員にあっては 100 分の 99.83)を乗じて得た額)
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該管理職手当に 100 分の 99.59 を乗じて得た額、基本給経過措置対象職員のうち減額改定対象職員以外の職員にあっては当該基本給月額に相当する額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額)

- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与規則第 15 条第 3 項に規定する人事交流職員となった者のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして学長が認める職員 前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当に相当する額

(平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第 3 条 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、新規則第 15 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第 4 条 新規則第 15 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 40 条第 2 項、別表第 1 から別表第 7 までを改正する規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日までの間における第 40 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「100 分の 75(特定幹部職員にあつては、100 分の 95)」とあるのは、平成 19 年 6 月期にあつては「100 分の 72.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 92.5)」と、平成 19 年 12 月期にあつては「100 分の 77.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 97.5)」とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 10 日から施行し、改正後の別表第 13 及び附則別表第 4 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)第 15 条第 2 項第 1 号中「100 分の 18」とあるのは、「100 分の 16」とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)第 15 条第 2 項第 1 号中「100 分の 18」とあるのは、「100 分の 17」とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 平成 21 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 39 条第 2 項及び第 3 項並びに第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 39 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 130」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、同項第 2 号中「100 分の 35(特定幹部職員にあっては、100 分の 45)」とあるのは「100 分の 40(特定幹部職員にあっては、100 分の 50)」とする。

附 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の国立大学法人給与規則第 16 条第 1 項第 2 号の規定により住居手当を支給することとされていた職員又は同号に掲げる要件を施行の日の前日までに具備し、国立大学法人熊本大学職員給与支給細則第 12 条に規定する住居届を届け出た職員(支給の始期が平成 22 年 1 月からとなる者に限る。)については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則附則第 7 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 22 年 12 月 24 日制定)の施行の日」と、「55 歳に達した日後に

おける最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号給の調整)

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において国立大学法人熊本大学給与規則(以下「給与規則」という。)第11条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものの平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

2 職員就業規則第50条第2項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第43条の2第1号に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行し、改正後の別表第12の規定は、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第33条の3第3項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年8月1日から施行し、次条の規定は平成24年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において国立大学法人熊本大学給与規則(以下「給与規則」という。)第11条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものの平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(平成24年4月1日において30歳に満たない職員にあっては最大2号給)上位の号給とする。

2 国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)第50条第2項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第43条の2第1号に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成 24 年 11 月 20 日から施行し、改正後の第 5 条第 27 号から第 29 号、第 37 条の 6、第 37 条の 7 及び第 48 条の規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)

第 2 条 平成 25 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において 31 歳以上 39 歳未満の職員(調整日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日において国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員(調整日において 31 歳以上 37 歳未満の職員については、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日のいずれか 2 以上の日において昇給した者に限る。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものの調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

2 国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 50 条第 2 項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第 43 条の 2 第 1 号に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則
この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

附 則
(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整)

第 2 条 平成 26 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において 45 歳に満たない職員(調整日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日において国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員(調整日において 38 歳に満たないの職員については、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日のいずれの日においても昇給した者、38 歳以上 40 歳未満の職員については、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日のいずれか 2 以上の日において昇給した者に限る。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものの調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

2 国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 50 条第 2 項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第 43 条の 2 第 1 号に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 17 条、第 30 条、別表第 1 から別表第 7 まで、別表第 13、別表第 14 及び附則第 22 項から第 26 項までの規定は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

3 この規則による改正後の第 40 条第 2 項、第 41 条第 2 項及び附則第 11 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第 2 条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより調整を行うことができる。

(平成 27 年 1 月 1 日における号給の調整)

第 3 条 平成 27 年 1 月 1 日の昇給に関する改正後の第 11 条第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、第 11 条第 2 項中「4 号給」とあるのは「3 号給」と、同項中「3 号給」とあるのは「2 号給」と、同条第 4 項中「2 号給」とあるのは「1 号給」とする。

(平成 26 年 12 月期の勤勉手当及び期末特別手当の支給割合)

第 4 条 平成 26 年 12 月期に支給する勤勉手当に関する改正後の第 40 条第 2 項及び附則第 11 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75(特定幹部職員にあっては、100 分の 95)」とあるのは「100 分の 82.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 102.5)」と、同項第 2 号中「100 分の 35(特定幹部職員にあっては、100 分の 45)」とあるのは「100 分の 37.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 47.5)」と、附則第 11 項中「100 分の 1.125(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.425)」とあるのは「100 分の 1.2375(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.5375)」と、同項中「100 分の 75(特定幹部職員にあっては 100 分の 95)」とあるのは 100 分の 82.5(特定幹部職員にあっては 100 分の 102.5)」とする。

2 平成 26 年 12 月期に支給する期末特別手当に関する改正後の第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第 2 条 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより調整を行うことができる。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

第 3 条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員(切替日以降に国立大学法人熊本大学再雇用職員就業規則(平成 19 年 3 月 26 日制定)第 6 条第 1 項の規定に基づき、新たに雇用された者を除く。)で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額と国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 18 年 3 月 23 日制定)附則第 7 条から第 11 条までの規定による基本給の額との合計額に達しないこととなるもの(次に掲げる職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員(附則第 7 項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。以下同じ。)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を基本給として支給する。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動(基本給表の適用を異にしない国立大学法人熊本大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「基準」という。)別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第 1 項第 1 号において同じ。)をした職員
- (2) 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。)をした職員
- (3) 切替日以降に降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること(指定職基本給表の適用を受ける職員の号給を同表の下位の号給に変更することを含む。)をいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。)をした職員
- (4) 切替日前に休職等期間(職員就業規則第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号に規定する休職の期間、育児休業の期間、介護休業の期間、又は病気休暇の期間をいう。この号及び次条第 1 項第 3 号において同じ。)がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(第 43 条第 1 項第 3 号又は基準第 36 条の規定による号給の調整をいう。次条第 1 項第 3 号において同じ)をされたもの
- (5) 切替日以降に育児短時間勤務(国立大学法人熊本大学職員育児休業等に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「育児休業規則」という。)第 28 条の規定による勤務をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

第 4 条 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前条に規定する職員を除く。)のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(以下において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける基本給月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を前条の規定に準じて基本給として支給する。

- (1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる基本給月額に相当する額
- (2) 降格をした場合又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた基本給月額に相当する額から、当該降格又は降号した日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する基本給月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する基本給月額との差額に相当する額(降格又は降号を 2 回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる基本給月

額に相当する額

- (4) 育児短時間勤務を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務をしている職員 国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 27 年 3 月 26 日制定。以下「平成 27 年改正給与規則」という。)による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則の別表第 1 から別表第 8 までの基本給表に掲げる基本給月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(ロにおいて「切替前基本給表による基本給月額」という。)に第 43 条の 2 第 1 項第 1 号で定める算出率を乗じて得た額

ロ 育児短時間勤務を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前基本給表による基本給月額

- 2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける基本給月額が学長が別に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を前項の規定に準じて基本給として支給する。

第 5 条 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流職員(当該人事交流職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける基本給月額がその者が切替日の前日に人事交流職員となったものとした場合に同日において受けることとなる基本給月額に相当する額(学長が別に定める職員にあつては、学長が別に定める額)に達しないこととなるもの(人事交流職員となる前に基本給表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に前 2 条の規定による基本給を受ける職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を、前 2 条の規定に準じて基本給として支給する。

- 2 人事交流職員であって、当該人事交流職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流職員となり同日から引き続き基本給表の適用を受けていたものとみなして、前条の規定を適用としたならば支給されることとなる額を、前 2 条の規定に準じて基本給として支給する。

第 6 条 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員のうち、職員雇用規則第 7 条及び第 8 条に規定する任期付職員で、切替日以降に任期が満了し、引き続き再採用されたもので、その者の受ける基本給月額が同日に受けていた基本給月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成 27 年改正給与規則附則第 3 条及び第 4 条の規定に準じて基本給として支給する。

第 7 条 平成 27 年改正給与規則附則第 3 条から前条までの規定によるほか、基本給の支給について、他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員については、学長が別に定めるところによる。

第 8 条 平成 27 年改正給与規則附則第 3 条から前条までの規定による基本給を支給される職員に関する第 15 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 39 条第 5 項及び第 41 条第 3 項の規定の適用については、各項中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 27 年 3 月 26 日制定)附則第 3 条から第 7 条までの規定による基本給の額との合計額」とする。

(特別都市手当に係る経過措置)

第 9 条 平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 15 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 20」とあるのは、「100 分の 18」とする。

- 2 平成 30 年 10 月 1 日までの間における第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「特別都市手当の支給割合」とあるのは、「特別都市手当の支給割合(当該採用前

に在勤していた機関に引き続き 6 ヶ月を超えて在勤していた場合であって、同日から 6 ヶ月を遡った日の前日から当該採用の日の前日までの間に支給割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合)」とする。

(広域異動手当に係る経過措置)

第 10 条 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

2 切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

(単身赴任手当に係る経過措置)

第 11 条 平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 18 条第 2 項の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは、「26,000 円」とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、改正後の別表第 9 及び別表第 9 の 2 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の第 51 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

3 この規則による、改正後の附則第 27 項、第 29 項及び第 30 項の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

(一時金の支給)

第 2 条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた職員で、引き続き、この規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間のうち、施行日の前日まで引き続き旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 前項に規定する一時金は賞与とみなし、その支給日は第 7 条第 2 項の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 10 日とする。

第 3 条 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 27 年 12 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項及び附則第 11 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80(特定幹部職員にあっては、100 分の 100)」とあるのは「100 分の 85(特定幹部職員にあっては、100 分の 105)」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 47.5)」とあるのは「100 分の 40(特定幹部職員にあっては、100 分の 50)」と、附則第 11 項中「100 分の 1.2(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.5)」とあるのは「100 分の 1.275(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.575)」と、同項中「100 分の 80(特定幹部職員にあっては、100 分の 100)」とあるのは「100 分の 85(特定幹部職員にあっては、100 分の 105)」とする。

- 2 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規
 則の適用による平成 27 年 12 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項
 の規定の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 167.5」とする。
- 第 4 条 国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 27 年 3 月 26 日
 制定)附則(以下「改正附則」という。)第 9 条の規定の適用については、改正附則第 9 条
 第 1 項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 国立大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 27 年 3 月 26 日
 制定。以下「平成 27 年改正規則」という。)附則第 9 条の規定の適用については、国立
 大学法人熊本大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成 28 年 2 月 24 日制定)附則第
 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年改正規則附則第 9 条第 1 項中「100 分の 18」とある
 のは「100 分の 20」とする。

第 3 条 平成 27 年改正規則附則第 11 条の規定の適用については、平成 27 年改正規則附
 則第 11 条中「平成 30 年 3 月 31 日」とあるのは「平成 28 年 3 月 31 日」とする。

第 4 条 この規則の施行の日以降における、教育職基本給表(二)又は教育職基本給表(三)
 の適用を受ける者の平成 27 年改正規則附則第 2 条から第 8 条の規定の適用については、
 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
 字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
第 3 条	同日において受けていた 基本給月額と	同日において受けていた基本給月 額と教育学部附属学校教員調整手 当及び
第 4 条第 1 項第 1 号	基本給月額	基本給月額と教育学部附属学校教 員調整手当との合計額
第 4 条第 1 項第 2 号	その者が受けていた基本 給月額	その者が受けていた基本給月額と 教育学部附属学校教員調整手当と の合計額
第 4 条第 1 項第 3 号	基本給月額	基本給月額と教育学部附属学校教 員調整手当との合計額
第 4 条第 1 項第 4 号イ	国立大学法人熊本大学職 員給与規則の一部を改正 する規則(平成 27 年 3 月 26 日制定。以下「平成 27	切替日の前日の

	年改正給与規則」という。)による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則の	
	切替日の前日にその者が受けていた号給	同日にその者が受けていた号給
	乗じて得た額	乗じて得た額と教育学部附属学校教員調整手当との合計額に相当する額
第4条第1項第4号ロ	基本給月額	基本給月額と教育学部附属学校教員調整手当との合計額に相当する額
第5条第1項、第6条	基本給月額に相当する額	基本給月額と教育学部附属学校教員調整手当との合計額に相当する額

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年3月1日から施行する。

(一時金の支給)

第2条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた職員で、引き続き、この規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、平成28年4月1日から施行日の前日までの間のうち、施行日の前日まで引き続き旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 前項に規定する一時金は賞与とみなし、その支給日は第7条第2項の規定にかかわらず平成29年3月10日とする。

第3条 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成28年6月期の勤勉手当相当額の計算における第40条第2項及び附則第11項の規定の適用については、第40条第2項第1号中「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」と、同項第2号中「100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」とあるのは「100分の37.5(特定幹部職員にあっては、100分の47.5)」と、附則第11項中「100分の1.275(特定幹部職員にあっては100分の1.575)」とあるのは「100分の1.2(特定幹部職員にあっては100分の1.5)」と、同項中「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とあるのは「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とする。

2 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規

則の適用による平成 28 年 12 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項及び附則第 11 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85(特定幹部職員にあっては、100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90(特定幹部職員にあっては、100 分の 110)」と、同項第 2 号中「100 分の 40(特定幹部職員にあっては、100 分の 50)」とあるのは「100 分の 42.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 52.5)」と、附則第 11 項中「100 分の 1.275(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.575)」とあるのは「100 分の 1.35(特定幹部職員にあっては 100 分の 1.65)」と、同項中「100 分の 85(特定幹部職員にあっては、100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90(特定幹部職員にあっては、100 分の 110)」とする。

- 3 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 28 年 6 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 155」とあるのは「100 分の 150」とする。
- 4 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 28 年 12 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 175」とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に係る経過措置)

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 13 条第 2 項及び同条第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき 6,500 円(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円)、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき 8,000 円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については 9,000 円)」と、第 4 項中「その旨」とあるのは、「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第 1 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは、「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第 1 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)」とする。

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項中「6,500 円(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの、教育職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級

であるものにあつては、3,500 円)」とあるのは、「6,500 円」と読み替える。
(管理職手当に係る経過措置)

第 4 条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則第 14 条の規定により、イノベーション推進機構副機構長として管理職手当の支給を受けていた者で、引き続きこの規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則第 14 条の規定により、熊本創生推進機構イノベーション推進センター副センター長として管理職手当の支給を受ける者については、改正後の別表第 9 の規定にかかわらず、管理職手当の適用区分は、5 種とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 5 項、別表第 8 及び別表第 9 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 12 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

(一時金の支給)

第 2 条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた職員で、引き続き、この規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、平成 29 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間のうち、施行日の前日まで引き続き旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 前項に規定する一時金は賞与とみなし、その支給日は第 7 条第 2 項の規定にかかわらず平成 30 年 3 月 9 日とする。

第 3 条 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 29 年 6 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90(特定幹部職員にあつては、100 分の 110)」とあるのは「100 分の 85(特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」と、同項第 2 号中「100 分の 100 分の 42.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 52.5)」とあるのは「100 分の 40(特定幹部職員にあつては、100 分の 50)」と、附則第 11 項中「100 分の 1.425(特定幹部職員にあつては 100 分の 1.725)」とあるのは「100 分の 1.275(特定幹部職員にあつては 100 分の 1.575)」と、同項中「100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)」とあるのは「100 分の 85(特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」とする。

- 2 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 29 年 12 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項及び附則第 11 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90(特定幹部職員にあつては、100 分の 110)」とあるのは「100 分の 95(特定幹部職員にあつては、100 分の 115)」と、同項第 2 号中「100 分の 42.5(特定幹部職員にあつては、100 分の 52.5)」とあるのは「100 分の 45(特定幹部職員にあつては、100 分の 55)」とする。

- 3 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 29 年 6 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の

規定の適用については、同項中「100 分の 157.5」とあるのは「100 分の 155」とする。

- 4 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 29 年 12 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 172.5」とあるのは「100 分の 175」とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 第 1 条 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 第 2 条 平成 30 年 4 月 1 日(以下「調整日」という。)において 37 歳に満たない職員(調整日において、その職の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成 27 年 1 月 1 日において国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第 11 条第 1 項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

- 2 国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 50 条第 2 項の規定により育児短時間勤務をする職員に対する前項の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第 43 条の 2 第 1 号に規定する算出率を乗じて得た額とする」と、第 51 条第 1 項の規定により介護短時間勤務をする職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の基本給月額、当該号給に応じた額に、給与規則第 44 条第 3 号により準用される同規則第 43 条の 2 第 1 号に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(給与の半減に係る経過措置)

- 第 3 条 この規則の施行の日前から引き続き結核性疾患による病欠有給休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の第 47 条の規定の適用については、同条中「90 日」とあるのは「90 日(学長が別に定める場合にあつては、1 年)」とする。

附 則

(施行期日等)

- 第 1 条 この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(一時金の支給)

- 第 2 条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた職員で、引き続き、この規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、平成 30 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間のうち、施行日の前日まで引き続き旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 前項に規定する一時金は賞与とみなし、その支給日は第 7 条第 2 項の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 8 日とする。

- 第 3 条 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 6 月期の期末手当相当額の計算における第 39 条第 2 項の規定の適用については、第 39 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 122.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 102.5」と、同条第 3 項中「100 分の 72.5」

- とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 62.5」とあるのは「100 分の 55」とする。
- 2 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 12 月期の期末手当相当額の計算における第 39 条第 2 項の規定の適用については、第 39 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 137.5」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 117.5」と、同条第 3 項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 80」と、「100 分の 62.5」とあるのは「100 分の 70」とする。
 - 3 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 6 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5)」とあるのは「100 分の 90(特定幹部職員にあっては、100 分の 110)」と、同項第 2 号中「100 分の 45(特定幹部職員にあっては、100 分の 55)」とあるのは「100 分の 42.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 52.5)」とする。
 - 4 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 12 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 92.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5)」とあるのは「100 分の 95(特定幹部職員にあっては、100 分の 115)」と、同項第 2 号中「100 分の 45(特定幹部職員にあっては、100 分の 55)」とあるのは「100 分の 47.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 57.5)」とする。
 - 5 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 6 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 157.5」とする。
 - 6 前条の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による平成 30 年 12 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 177.5」とする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行し、改正後の別表第 9 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 教育職基本給表(一)の適用を受ける職員のうち教授、准教授、講師及び助教の令和 2 年 1 月 1 日における昇給については、この規則による改正後の第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

(一時金の支給)

第 2 条 この規則による改正前の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「旧規則」という。)の適用を受けた職員で、引き続き、この規則による改正後の国立大学法人熊本大学職員給与規則(以下「新規則」という。)の適用を受けるものについては、平成 31 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のうち、施行日の前日まで引き続き旧規則の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規則を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧

規則により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 前項に規定する一時金は賞与とみなし、その支給日は第 7 条第 2 項の規定にかかわらず令和 2 年 3 月 10 日とする。
- 3 第 1 項の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による令和元年 6 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95(特定幹部職員にあっては、100 分の 115)」とあるのは「100 分の 92.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5)」とする。
- 4 第 1 項の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による令和元年 12 月期の勤勉手当相当額の計算における第 40 条第 2 項の規定の適用については、第 40 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95(特定幹部職員にあっては、100 分の 115)」とあるのは「100 分の 97.5(特定幹部職員にあっては、100 分の 117.5)」とする。
- 5 第 1 項の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による令和元年 6 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 167.5」とする。
- 6 第 1 項の規定により支給される給与の額の差額に相当する額を計算するにあたり、新規則の適用による令和元年 12 月期の期末特別手当相当額の計算における第 41 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 172.5」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(住居手当に係る経過措置)

第 2 条 令和 2 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規則による改正前の第 16 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の同条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) この規則による改正後の第 16 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額からこの規則による改正後の第 16 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）
一般職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

別表第1（第4条関係）
一般職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

別表第1（第4条関係）
一般職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再雇用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

適用範囲：一般職員（事務職員、技術職員、図書職員、研究支援職員）及び再雇用職員（一般職員（事務職員、技術職員、図書職員、研究支援職員）に該当する者）

別表第2（第4条関係）
一般職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

別表第2（第4条関係）
一般職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	

別表第2（第4条関係）
一般職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	93	224,300	260,700	295,200	318,700	
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200		
	103	228,700	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再雇用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

適用範囲：一般職員（技能職員、労務職員）及び再雇用職員（一般職員（技能職員、労務職員）に該当する者）

別表第3（第4条関係）
教育職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	191,500	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	194,300	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	197,000	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	199,700	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	217,000	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	218,900	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	220,800	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	222,700	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	224,500	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	226,600	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	228,700	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	230,800	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	251,600	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	253,200	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
	43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
	44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800

別表第3（第4条関係）
教育職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	45	261,100	315,500	373,600	415,300	500,700
	46	262,600	316,500	375,400	416,900	502,500
	47	264,300	317,300	376,900	418,300	504,300
	48	265,600	318,300	378,700	419,900	506,200
	49	267,000	319,200	380,200	421,300	507,900
	50	267,700	320,100	381,800	422,600	509,600
	51	268,300	320,900	383,400	423,900	511,400
	52	269,200	321,700	385,100	425,200	513,300
	53	269,900	322,900	386,200	425,900	514,900
	54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
	55	271,200	324,500	389,100	427,800	518,200
	56	272,000	325,300	390,700	428,700	519,800
	57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
	58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
	59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
	60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
	61	276,700	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	278,600	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	279,500	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	280,400	334,100	402,900	437,100	530,000
	66	281,100	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	282,100	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
	79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
	80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
	81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
	82	296,000	349,800	415,600	451,800	
	83	296,900	350,800	415,900	452,100	
	84	297,800	351,800	416,300	452,700	
	85	298,300	352,400	416,600	453,100	
	86	299,100	353,000	417,000	453,500	
	87	299,900	353,600	417,400	453,900	
	88	300,800	354,200	417,800	454,200	

別表第3（第4条関係）
教育職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	89	301,400	354,800	418,100	454,500	
	90	302,000	355,200	418,500	454,900	
	91	302,700	355,600	418,900	455,300	
	92	303,300	356,100	419,200	455,600	
	93	304,000	356,600	419,500	455,900	
	94	304,600	357,000	419,900	456,300	
	95	305,200	357,500	420,200	456,600	
	96	305,800	358,000	420,500	456,900	
	97	306,500	358,600	420,800	457,200	
	98	307,100	359,100	421,200	457,600	
	99	307,700	359,500	421,500	457,900	
	100	308,300	360,000	421,800	458,200	
	101	308,700	360,400	422,100	458,500	
	102	309,000	360,900	422,500		
	103	309,300	361,200	422,800		
	104	309,700	361,700	423,100		
	105	310,000	362,200	423,400		
	106	310,400	362,600	423,800		
	107	310,700	363,100	424,100		
	108	311,000	363,600	424,400		
	109	311,400	364,000	424,700		
	110	311,700	364,500	425,000		
	111	312,100	365,000	425,300		
	112	312,500	365,400	425,600		
	113	312,800	365,800	425,900		
	114	313,200	366,200	426,200		
	115	313,500	366,700	426,500		
	116	313,800	367,100	426,800		
	117	314,000	367,500	427,000		
	118	314,300	367,900			
	119	314,700	368,400			
	120	315,100	368,800			
	121	315,300	369,100			
	122	315,600	369,500			
	123	316,000	370,000			
	124	316,400	370,300			
	125	316,600	370,700			
	126	316,800	371,200			
	127	317,100	371,700			
	128	317,500	372,100			
	129	317,700	372,500			
	130	318,000	373,000			
	131	318,400	373,500			
	132	318,600	374,000			

別表第3（第4条関係）
教育職基本給表（一）

教員職基本給表（ア）						
職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用 職員 以外の 職員	133	318, 800	374, 500			
	134	319, 100	375, 000			
	135	319, 500	375, 500			
	136	319, 700	376, 000			
	137	319, 900	376, 500			
	138	320, 100	377, 000			
	139	320, 300	377, 500			
	140	320, 600	378, 000			
	141	321, 000	378, 500			
	142	321, 300				
	143	321, 600				
	144	321, 900				
	145	322, 300				
	146	322, 600				
	147	322, 800				
	148	323, 100				
	149	323, 500				
	150	323, 800				
	151	324, 100				
	152	324, 300				
153	324, 600					
154	324, 900					
155	325, 200					
156	325, 500					
157	325, 700					
再雇用 職員		235, 600	282, 800	293, 800	315, 700	399, 700

適用範囲：教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）及び一般職員（教務職員）
並びに再雇用職員（一般職員（教務職員）に該当する者）

別表第4（第4条関係）
教育職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	

別表第4（第4条関係）
教育職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	
	50	246,600	309,600	369,600	418,100	
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	
	54	251,600	318,300	377,100	424,400	
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	
	57	255,300	324,200	382,100	429,100	
	58	256,300	326,300	383,700	430,600	
	59	257,400	328,400	385,400	431,800	
	60	258,600	330,400	387,100	433,000	
	61	259,900	332,500	388,300	434,200	
	62	260,900	334,600	389,700	435,500	
	63	262,300	336,800	391,100	436,800	
	64	263,400	339,000	392,400	438,000	
	65	264,700	340,700	393,800	439,200	
	66	266,100	342,900	395,000	440,400	
	67	267,500	344,900	396,400	441,600	
	68	269,100	347,100	397,800	442,800	
	69	270,500	348,900	399,100	444,000	
	70	271,800	350,800	400,400	445,200	
	71	273,100	352,800	401,800	446,400	
	72	274,400	354,800	403,100	447,600	
	73	275,500	356,400	404,400	448,700	
	74	276,700	358,300	405,800	449,300	
	75	278,000	360,100	407,200	449,800	
	76	279,000	362,000	408,500	450,300	
	77	280,200	363,800	409,700	450,800	
	78	281,400	365,500	410,900		
	79	282,600	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		
	85	289,500	375,800	419,500		
	86	290,600	377,200	420,700		
	87	291,600	378,600	421,900		
	88	292,800	379,900	422,900		

別表第4（第4条関係）
教育職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	89	293,900	381,200	424,000		
	90	295,000	382,500	425,000		
	91	296,200	383,700	426,000		
	92	297,400	385,000	427,000		
	93	297,900	386,300	427,900		
	94	298,900	387,400	428,700		
	95	300,000	388,700	429,500		
	96	301,200	389,900	430,300		
	97	302,200	391,300	431,100		
	98	303,300	392,300	431,500		
	99	304,300	393,400	431,900		
	100	305,400	394,400	432,300		
	101	306,300	395,300	432,700		
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
	106	311,000	400,100	434,200		
	107	311,800	401,000	434,500		
	108	312,600	401,900	434,700		
	109	313,500	402,700	434,900		
	110	313,900	403,600	435,200		
	111	314,300	404,400	435,500		
	112	314,800	405,200	435,700		
	113	315,400	405,800	435,900		
	114	315,800	406,500	436,200		
	115	316,300	407,200	436,500		
	116	316,800	407,900	436,700		
	117	317,400	408,500	436,900		
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			

別表第4（第4条関係）
教育職基本給表（二）

教員職基本給表（一）						
職員の 区分	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
151	328,000					
152	328,300					
153	328,500					
再雇用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

適用範囲：教育職員（附属特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）及び再雇用職員（教育職員（附属特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）に該当する者）

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の基本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第4条関係）
教育職基本給表（三）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員 以外の職員	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	

別表第5（第4条関係）
教育職基本給表（三）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
	64	262,300	314,100	384,600	404,900	
	65	263,300	316,300	385,500	406,100	
	66	264,700	318,300	386,700	407,200	
	67	265,800	320,300	387,700	408,400	
	68	267,100	322,300	388,800	409,500	
	69	268,700	324,200	390,000	410,500	
	70	270,200	326,300	391,000	411,700	
	71	271,500	328,400	392,100	412,900	
	72	272,900	330,400	393,300	414,100	
	73	273,900	332,500	394,300	414,700	
	74	274,900	334,600	395,400	415,500	
	75	276,100	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	

別表第5（第4条関係）
教育職基本給表（三）

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	89	290,800	360,000	408,000	421,300	
	90	291,700	361,300	408,700	421,600	
	91	292,600	362,700	409,200	421,900	
	92	293,400	364,100	409,900	422,100	
	93	293,700	365,600	410,300	422,300	
	94	294,400	366,900	410,700		
	95	295,100	368,200	411,000		
	96	295,900	369,400	411,300		
	97	296,700	370,400	411,600		
	98	297,500	371,400	411,900		
	99	298,300	372,400	412,200		
	100	299,000	373,400	412,400		
	101	299,900	374,300	412,600		
	102	300,400	375,300	412,900		
	103	300,900	376,300	413,200		
	104	301,400	377,300	413,400		
	105	301,600	378,100	413,600		
	106	302,000	379,000	413,900		
	107	302,300	379,900	414,200		
	108	302,500	380,900	414,400		
	109	302,700	381,700	414,600		
	110	302,900	382,700	414,900		
	111	303,200	383,700	415,200		
	112	303,500	384,700	415,400		
	113	303,700	385,300	415,600		
	114	303,900	386,200	415,900		
	115	304,100	387,100	416,200		
	116	304,400	388,000	416,400		
	117	304,700	388,800	416,600		
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			

別表第5（第4条関係）
教育職基本給表（三）

職員の 区分	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員 以外の 職員	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再雇用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

適用範囲：教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）及び再雇用職員（教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭）に該当する者。ただし、教育職基本給表（二）に該当する者を除く。）

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の基本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6（第4条関係）
医療職基本給表（一）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500

別表第 6（第 4 条関係）
医療職基本給表（一）

職員の 区分	級 号給	1 級 基本給月額	2 級 基本給月額	3 級 基本給月額	4 級 基本給月額	5 級 基本給月額	6 級 基本給月額	7 級 基本給月額	8 級 基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			

別表第6（第4条関係）
医療職基本給表（一）

職員の 区分	級 号給	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
再雇用 職員 以外 の 職員	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105		294,500	331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再雇用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

適用範囲：医療職員（医療技術職員）及び再雇用職員（医療職員（医療技術職員）に該当する者）

別表第7（第4条関係）
医療職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

別表第7（第4条関係）
医療職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		

別表第7（第4条関係）
医療職基本給表（二）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96	283,800	316,300	349,700	367,100			
	97	284,400	317,000	350,100	367,700			
	98	285,200	317,300	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			
	104	289,900	320,800	353,200	371,200			
	105	290,600	321,200	353,500	371,800			
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700				
	115	294,100	325,300	358,200				
	116	294,400	325,600	358,600				
	117	294,700	325,800	359,000				
	118	295,000	326,100	359,400				
	119	295,300	326,500	359,900				
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					

別表第7（第4条関係）
医療職基本給表（二）

区原職基本給表（二）								
職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
再雇用職員以外の職員	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再雇用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

適用範囲：医療職員（看護職員）及び再雇用職員（医療職員（看護職員）に該当する者）

別表第 8（第 4 条関係）

指定職基本給表

号給	基本給月額 円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

適用範囲：指定職員（病院長その他学長が指定する者）

別表第9(第14条関係)
管理職手当表

管理職		適用区分
副学長		2種
図書館長		3種
副部局長、評議員		5種
学長特別補佐		6種
学部	学部長(文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部)	2種
	附属学校統括長	4種
	学科長	6種
大学院	研究部長(人文社会科学、先端科学、生命科学)	2種
	教育部長(人文文化科学、自然科学、医学、保健学、薬学)	2種
	研究科長(教育学)	3種
研究所	発生医学研究所所長	3種
	産業ナノマテリアル研究所長	4種
	発生医学研究所副所長	5種
	産業ナノマテリアル研究所副所長	6種
病院	看護部長	2種
	副看護部長	4種
	薬剤部長	4種
附属学校	小学校及び中学校の校長	4種
	特別支援学校の校長及び幼稚園の園長	5種
	特別支援学校主事	6種
	教頭	6種
学部附属の 教育研究施設	教育実践総合センター長	5種
機構及び学 内共同教育 研究施設	センター長(くまもと水循環・減災研究教育、先進マグネシウム国際研究、生命資源研究・支援)、研究機構長(国際先端医学、国際先端科学技術)、副機構長(熊本創生推進機構、大学教育統括管理運営機構)	4種
	センター長(総合情報統括、教授システム学研究)	5種
	副研究機構長(国際先端医学、国際先端科学技術)、センター長(永青文庫研究、環境安全、埋蔵文化財調査)、五高記念館長、教養教育実施本部長、グローバル推進機構副機構長、くまもと水循環・減災研究教育センター副センター長	6種
ヒトレトロウイルス学共同 研究センター	センター長	4種
	キャンパス長	6種
保健センター長		6種
技術部	技術部長	5種
事務部	部長、本部長	2種又は3種
	課長、監査室長、高度専門員	3種又は4種

別表第9の2(第14条関係)

1 一般職基本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
8 級	2種	94,000円
	3種	82,200円
7 級	2種	88,500円
	3種	77,400円
6 級	2種	83,100円
	3種	72,700円
	4種	62,300円
	5種	51,900円
5 級	2種	79,300円
	3種	69,400円
	4種	59,500円
	5種	49,600円
4 級	3種	64,800円
	4種	55,500円
	5種	46,300円

2 教育職基本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
5 級	2種	106,900円
	3種	93,500円
	4種	80,200円
	5種	66,800円
	6種	42,800円
4 級	6種	36,700円
3 級	6種	32,600円

3 教育職基本給表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	5種	56,900円
3 級	5種	54,200円
	6種	34,700円
2 級	6種	33,400円

4 教育職基本給表(三)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	4種	65,100円
3 級	5種	53,700円
	6種	34,400円
2 級	6種	33,100円

5 医療職基本給表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	2種	88,300円
6 級	2種	86,700円
5 級	4種	59,200円
4 級	4種	53,700円

別表第9の3(第14条関係)

1 一般職基本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
8 級	2種	79,800円
	3種	69,800円
7 級	2種	72,900円
	3種	63,800円
6 級	2種	64,200円
	3種	56,200円
	4種	48,200円
	5種	40,100円
5 級	3種	51,600円
	4種	44,300円
	5種	36,900円
4 級	5種	34,900円

2 教育職基本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
5 級	2種	81,800円
	3種	71,600円
	4種	61,400円
	5種	51,100円
	6種	32,700円

3 教育職基本給表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	5種	53,100円
3 級	5種	42,300円
	6種	27,000円
2 級	6種	22,400円

4 教育職基本給表(三)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	4種	62,200円
3 級	5種	41,400円
	6種	26,500円
2 級	6種	22,200円

5 医療職基本給表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	2種	75,800円
6 級	2種	66,500円
5 級	4種	44,200円
4 級	4種	41,600円

別表第10 削除

別表第11（第18条関係）
単身赴任手当加算額表

交通距離（職員の住居と配偶者の住居）	加算額
100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第12 調整数表(第29条)

勤務箇所	職 員	調整数
大学院	(1)教授、准教授、講師又は助教で教育研究の内容と直接関連を有する大学院の研究科又は教育部(以下「大学院研究科等」という。)の授業を常時担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(別に定めるものに限る。)	3
	(2)大学院担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当するもの((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3)大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
	(4)大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する助教で学長が別に定めるもの	
病院	(1)精神科病棟に勤務する看護助手	3
	(2)精神科病棟に勤務する看護師及び准看護師	2
	(3)精神病患者の診療に直接従事することを常例とする医師である教員	
	(4)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5)放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6)集中治療部病棟、冠動脈疾患集中治療室、新生児集中治療室、成長回復治療室、母体・胎児集中治療室、高度治療室及び中央手術部に勤務する看護師、准看護師、助産師	1
教育学部附属特別支援学校	(7)集中治療部病棟、冠動脈疾患集中治療室、新生児集中治療室、母体・胎児集中治療室及び高度治療室に入院している患者の診療に直接従事することを常例とする医師である教員	
	(8)受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	
教育学部附属特別支援学校	教頭(特別支援教育に直接従事することを常態とするものに限る。), 教諭, 養護教諭及び栄養教諭	2
大学院生命科学研究所、発生医学研究所、生命資源研究・支援センター、ヒトレトロウイルス学共同研究センター	(1)危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2)危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員	1

別表第13 調整基本額表(第29条関係)

イ 一般職基本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,600円。ただし、1号給6,574円
2級	8,500円。(別に定める職員にあっては、8,401円)
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

ロ 一般職基本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,000円。ただし、1号給5,953円、2号給5,994円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 教育職基本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	9,000円。ただし、1号給7,807円、2号給7,902円、3号給7,992円、4号給8,082円、5号給8,167円、6号給8,280円、7号給8,392円、8号給8,505円、9号給8,617円、10号給8,743円、11号給8,865円、12号給8,986円
2級	10,500円。ただし、1号給9,738円、2号給9,841円、3号給9,940円、4号給10,039円、5号給10,134円、6号給10,228円、7号給10,327円、8号給10,422円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

二 教育職基本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	9,000円。ただし、1号給7,200円、2号給7,267円、3号給7,335円、4号給7,402円、5号給7,474円、6号給7,560円、7号給7,641円、8号給7,722円、9号給7,798円、10号給7,893円、11号給7,983円、12号給8,073円、13号給8,158円、14号給8,257円、15号給8,356円、16号給8,455円、17号給8,554円、18号給8,671円、19号給8,784円、20号給8,896円
2級	11,100円。ただし、1号給9,180円、2号給9,256円、3号給9,328円、4号給9,405円、5号給9,486円、6号給9,558円、7号給9,634円、8号給9,706円、9号給9,787円、10号給9,873円、11号給9,958円、12号給10,044円、13号給10,111円、14号給10,201円、15号給10,291円、16号給10,381円、17号給10,462円、18号給10,584円、19号給10,705円、20号給10,827円、21号給10,944円、22号給11,070円
3級	11,900円。(別に定める職員にあっては、12,200円)
4級	13,100円

ホ 教育職基本給表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	8,400円。ただし、1号給7,200円、2号給7,267円、3号給7,335円、4号給7,402円、5号給7,474円、6号給7,560円、7号給7,641円、8号給7,722円、9号給7,798円、10号給7,893円、11号給7,983円、12号給8,073円、13号給8,158円、14号給8,257円、15号給8,356円
2級	11,000円。ただし、1号給7,911円、2号給8,005円、3号給8,100円、4号給8,199円、5号給8,289円、6号給8,388円、7号給8,487円、8号給8,586円、9号給8,685円、10号給8,811円、11号給8,932円、12号給9,054円、13号給9,180円、14号給9,256円、15号給9,328円、16号給9,405円、17号給9,486円、18号給9,558円、19号給9,634円、20号給9,706円、21号給9,787円、22号給9,873円、23号給9,958円、24号給10,044円、25号給10,111円、26号給10,201円、27号給10,291円、28号給10,381円、29号給10,462円、30号給10,584円、31号給10,705円、32号給10,827円、33号給10,944円
3級	11,500円(別に定める職員にあっては、11,800円)
4級	12,700円

へ 医療職基本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職基本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1級	8,100円。ただし、1号給7,438円、2号給7,501円、3号給7,569円、4号給7,632円、5号給7,695円、6号給7,762円、7号給7,830円、8号給7,897円、9号給7,951円、10号給8,028円
2級	9,400円。ただし、1号給8,658円、2号給8,752円、3号給8,847円、4号給8,937円、5号給9,031円、6号給9,135円、7号給9,238円、8号給9,337円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第14(第30条関係)
初任給調整手当表

期間の区分	金額	期間の区分	金額
年以上 6 年未満	50,800円	20 年以上 21 年未満	26,600円
6 年以上 7 年未満	49,000円	21 年以上 22 年未満	26,000円
7 年以上 8 年未満	47,200円	22 年以上 23 年未満	25,400円
8 年以上 9 年未満	45,400円	23 年以上 24 年未満	24,400円
9 年以上 10 年未満	43,600円	24 年以上 25 年未満	23,800円
10 年以上 11 年未満	41,800円	25 年以上 26 年未満	23,200円
11 年以上 12 年未満	40,000円	26 年以上 27 年未満	22,600円
12 年以上 13 年未満	38,200円	27 年以上 28 年未満	22,000円
13 年以上 14 年未満	36,400円	28 年以上 29 年未満	21,200円
14 年以上 15 年未満	35,000円	29 年以上 30 年未満	20,900円
15 年以上 16 年未満	33,600円	30 年以上 31 年未満	20,500円
16 年以上 17 年未満	32,200円	31 年以上 32 年未満	19,900円
17 年以上 18 年未満	30,800円	32 年以上 33 年未満	19,000円
18 年以上 19 年未満	29,400円	33 年以上 34 年未満	18,100円
19 年以上 20 年未満	28,000円	34 年以上 35 年未満	17,400円

別表第15 (第31条関係)義務教育等教員特別手当表

(1) 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員

職員の 区分	級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
再雇用職員以外の職員	1	5,000 円	6,300 円	8,600 円	12,800 円	17,100 円
	2	5,000 円	6,300 円	8,600 円	12,800 円	17,100 円
	3	5,000 円	6,300 円	8,600 円	12,800 円	17,100 円
	4	5,000 円	6,300 円	8,600 円	12,800 円	17,100 円
	5	5,200 円	6,600 円	9,300 円	13,200 円	17,500 円
	6	5,200 円	6,600 円	9,300 円	13,200 円	17,500 円
	7	5,200 円	6,600 円	9,300 円	13,200 円	17,500 円
	8	5,200 円	6,600 円	9,300 円	13,200 円	17,500 円
	9	5,400 円	7,000 円	9,700 円	13,600 円	17,900 円
	10	5,400 円	7,000 円	9,700 円	13,600 円	17,900 円
	11	5,400 円	7,000 円	9,700 円	13,600 円	17,900 円
	12	5,400 円	7,000 円	9,700 円	13,600 円	17,900 円
	13	5,600 円	7,300 円	10,000 円	14,000 円	18,300 円
	14	5,600 円	7,300 円	10,000 円	14,000 円	18,300 円
	15	5,600 円	7,300 円	10,000 円	14,000 円	18,300 円
	16	5,600 円	7,300 円	10,000 円	14,000 円	18,300 円
	17	5,900 円	7,600 円	11,000 円	14,400 円	18,700 円
	18	5,900 円	7,600 円	11,000 円	14,400 円	18,700 円
	19	5,900 円	7,600 円	11,000 円	14,400 円	18,700 円
	20	5,900 円	7,600 円	11,000 円	14,400 円	18,700 円
	21	6,200 円	7,900 円	11,400 円	14,800 円	19,000 円
	22	6,200 円	7,900 円	11,400 円	14,800 円	19,000 円
	23	6,200 円	7,900 円	11,400 円	14,800 円	19,000 円
	24	6,200 円	7,900 円	11,400 円	14,800 円	19,000 円
	25	6,500 円	8,300 円	11,800 円	15,100 円	19,400 円
	26	6,500 円	8,300 円	11,800 円	15,100 円	19,400 円
	27	6,500 円	8,300 円	11,800 円	15,100 円	19,400 円
	28	6,500 円	8,300 円	11,800 円	15,100 円	19,400 円
	29	6,800 円	8,900 円	12,500 円	15,500 円	19,600 円
	30	6,800 円	8,900 円	12,500 円	15,500 円	19,600 円
	31	6,800 円	8,900 円	12,500 円	15,500 円	19,600 円
	32	6,800 円	8,900 円	12,500 円	15,500 円	19,600 円
	33	7,100 円	9,300 円	12,800 円	15,900 円	19,900 円
	34	7,100 円	9,300 円	12,800 円	15,900 円	19,900 円
	35	7,100 円	9,300 円	12,800 円	15,900 円	19,900 円
	36	7,100 円	9,300 円	12,800 円	15,900 円	19,900 円
	37	7,400 円	9,700 円	13,500 円	16,300 円	20,200 円
	38	7,400 円	9,700 円	13,500 円	16,300 円	
	39	7,400 円	9,700 円	13,500 円	16,300 円	
	40	7,400 円	9,700 円	13,500 円	16,300 円	
	41	7,700 円	10,500 円	13,800 円	16,700 円	
	42	7,700 円	10,500 円	13,800 円	16,700 円	
	43	7,700 円	10,500 円	13,800 円	16,700 円	
	44	7,700 円	10,500 円	13,800 円	16,700 円	
	45	8,000 円	10,900 円	14,100 円	17,100 円	
	46	8,000 円	10,900 円	14,100 円	17,100 円	
	47	8,000 円	10,900 円	14,100 円	17,100 円	
	48	8,000 円	10,900 円	14,100 円	17,100 円	
	49	8,300 円	11,300 円	14,400 円	17,400 円	
	50	8,300 円	11,300 円	14,400 円	17,400 円	
	51	8,300 円	11,300 円	14,400 円	17,400 円	
	52	8,300 円	11,300 円	14,400 円	17,400 円	
	53	8,600 円	12,100 円	14,700 円	17,700 円	

(1) 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員

職員の 区分	級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	54	8,600 円	12,100 円	14,700 円	17,700 円	
	55	8,600 円	12,100 円	14,700 円	17,700 円	
	56	8,600 円	12,100 円	14,700 円	17,700 円	
	57	8,800 円	12,500 円	15,200 円	18,000 円	
	58	8,800 円	12,500 円	15,200 円	18,000 円	
	59	8,800 円	12,500 円	15,200 円	18,000 円	
	60	8,800 円	12,500 円	15,200 円	18,000 円	
	61	9,100 円	12,900 円	15,500 円	18,300 円	
	62	9,100 円	12,900 円	15,500 円	18,300 円	
	63	9,100 円	12,900 円	15,500 円	18,300 円	
	64	9,100 円	12,900 円	15,500 円	18,300 円	
	65	9,400 円	13,300 円	16,100 円	18,500 円	
	66	9,400 円	13,300 円	16,100 円	18,500 円	
	67	9,400 円	13,300 円	16,100 円	18,500 円	
	68	9,400 円	13,300 円	16,100 円	18,500 円	
	69	9,700 円	13,700 円	16,300 円	18,700 円	
	70	9,700 円	13,700 円	16,300 円	18,700 円	
	71	9,700 円	13,700 円	16,300 円	18,700 円	
	72	9,700 円	13,700 円	16,300 円	18,700 円	
	73	9,900 円	14,000 円	16,500 円	18,900 円	
	74	9,900 円	14,000 円	16,500 円	18,900 円	
	75	9,900 円	14,000 円	16,500 円	18,900 円	
	76	9,900 円	14,000 円	16,500 円	18,900 円	
	77	10,200 円	14,400 円	17,000 円	19,100 円	
	78	10,200 円	14,400 円	17,000 円		
	79	10,200 円	14,400 円	17,000 円		
	80	10,200 円	14,400 円	17,000 円		
	81	10,400 円	14,700 円	17,200 円		
	82	10,400 円	14,700 円	17,200 円		
	83	10,400 円	14,700 円	17,200 円		
	84	10,400 円	14,700 円	17,200 円		
	85	10,600 円	15,000 円	17,400 円		
	86	10,600 円	15,000 円	17,400 円		
	87	10,600 円	15,000 円	17,400 円		
	88	10,600 円	15,000 円	17,400 円		
	89	10,800 円	15,400 円	17,600 円		
	90	10,800 円	15,400 円	17,600 円		
	91	10,800 円	15,400 円	17,600 円		
	92	10,800 円	15,400 円	17,600 円		
	93	11,000 円	15,700 円	17,800 円		
	94	11,000 円	15,700 円	17,800 円		
	95	11,000 円	15,700 円	17,800 円		
	96	11,000 円	15,700 円	17,800 円		
	97	11,200 円	16,000 円	18,100 円		
	98	11,200 円	16,000 円	18,100 円		
	99	11,200 円	16,000 円	18,100 円		
	100	11,200 円	16,000 円	18,100 円		
	101	11,400 円	16,300 円	18,200 円		
	102	11,400 円	16,300 円	18,200 円		
	103	11,400 円	16,300 円	18,200 円		
	104	11,400 円	16,300 円	18,200 円		
	105	11,500 円	16,500 円	18,300 円		
	106	11,500 円	16,500 円	18,300 円		
	107	11,500 円	16,500 円	18,300 円		
	108	11,500 円	16,500 円	18,300 円		
	109	11,600 円	16,800 円	18,400 円		
	110	11,600 円	16,800 円			
	111	11,600 円	16,800 円			

(1) 教育職基本給表(二)の適用を受ける職員

職員の 区分	級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
再雇用職員 以外の 職員	112	11,600 円	16,800 円			
	113	11,700 円	17,000 円			
	114	11,700 円	17,000 円			
	115	11,700 円	17,000 円			
	116	11,700 円	17,000 円			
	117	11,900 円	17,200 円			
	118	11,900 円	17,200 円			
	119	11,900 円	17,200 円			
	120	11,900 円	17,200 円			
	121	12,000 円	17,400 円			
	122	12,000 円	17,400 円			
	123	12,000 円	17,400 円			
	124	12,000 円	17,400 円			
	125	12,100 円	17,600 円			
	126	12,100 円	17,600 円			
	127	12,100 円	17,600 円			
	128	12,100 円	17,600 円			
	129	12,300 円	17,700 円			
	130	12,300 円	17,700 円			
	131	12,300 円	17,700 円			
	132	12,300 円	17,700 円			
	133	12,400 円	17,800 円			
	134	12,400 円	17,800 円			
	135	12,400 円	17,800 円			
	136	12,400 円	17,800 円			
	137	12,500 円	17,900 円			
	138	12,500 円				
	139	12,500 円				
	140	12,500 円				
	141	12,600 円				
	142	12,600 円				
	143	12,600 円				
	144	12,600 円				
	145	12,800 円				
	146	12,800 円				
	147	12,800 円				
	148	12,800 円				
	149	12,900 円				
	150	12,900 円				
	151	12,900 円				
	152	12,900 円				
	153	13,000 円				
再雇用 職員		8,000 円	9,700 円	11,300 円	12,800 円	16,300 円

※ 職務の級の最高の号給を超える基本給月額を受ける職員は、その者の属する職務の級の最高の号給とする。

(2) 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員

職員の 区分	級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	1	5,000 円	5,400 円	8,600 円	10,700 円	17,100 円
	2	5,000 円	5,400 円	8,600 円	10,700 円	17,100 円
	3	5,000 円	5,400 円	8,600 円	10,700 円	17,100 円
	4	5,000 円	5,400 円	8,600 円	10,700 円	17,100 円
	5	5,200 円	5,700 円	9,300 円	11,100 円	17,500 円
	6	5,200 円	5,700 円	9,300 円	11,100 円	17,500 円
	7	5,200 円	5,700 円	9,300 円	11,100 円	17,500 円
	8	5,200 円	5,700 円	9,300 円	11,100 円	17,500 円
	9	5,400 円	6,000 円	9,700 円	11,500 円	17,900 円
	10	5,400 円	6,000 円	9,700 円	11,500 円	17,900 円
	11	5,400 円	6,000 円	9,700 円	11,500 円	17,900 円
	12	5,400 円	6,000 円	9,700 円	11,500 円	17,900 円
	13	5,600 円	6,300 円	10,000 円	12,400 円	18,300 円
	14	5,600 円	6,300 円	10,000 円	12,400 円	18,300 円
	15	5,600 円	6,300 円	10,000 円	12,400 円	18,300 円
	16	5,600 円	6,300 円	10,000 円	12,400 円	18,300 円
	17	5,900 円	6,600 円	11,000 円	12,800 円	18,700 円
	18	5,900 円	6,600 円	11,000 円	12,800 円	18,700 円
	19	5,900 円	6,600 円	11,000 円	12,800 円	18,700 円
	20	5,900 円	6,600 円	11,000 円	12,800 円	18,700 円
	21	6,200 円	7,000 円	11,400 円	13,200 円	19,000 円
	22	6,200 円	7,000 円	11,400 円	13,200 円	19,000 円
	23	6,200 円	7,000 円	11,400 円	13,200 円	19,000 円
	24	6,200 円	7,000 円	11,400 円	13,200 円	19,000 円
	25	6,500 円	7,300 円	11,800 円	13,600 円	19,400 円
	26	6,500 円	7,300 円	11,800 円	13,600 円	19,400 円
	27	6,500 円	7,300 円	11,800 円	13,600 円	19,400 円
	28	6,500 円	7,300 円	11,800 円	13,600 円	19,400 円
	29	6,800 円	7,600 円	12,500 円	14,000 円	19,600 円
	30	6,800 円	7,600 円	12,500 円	14,000 円	19,600 円
	31	6,800 円	7,600 円	12,500 円	14,000 円	19,600 円
	32	6,800 円	7,600 円	12,500 円	14,000 円	19,600 円
	33	7,100 円	7,900 円	12,800 円	14,400 円	19,900 円
	34	7,100 円	7,900 円	12,800 円	14,400 円	19,900 円
	35	7,100 円	7,900 円	12,800 円	14,400 円	19,900 円
	36	7,100 円	7,900 円	12,800 円	14,400 円	19,900 円
	37	7,400 円	8,300 円	13,500 円	14,800 円	20,200 円
	38	7,400 円	8,300 円	13,500 円	14,800 円	
	39	7,400 円	8,300 円	13,500 円	14,800 円	
	40	7,400 円	8,300 円	13,500 円	14,800 円	
	41	7,700 円	8,900 円	13,800 円	15,100 円	
	42	7,700 円	8,900 円	13,800 円	15,100 円	
	43	7,700 円	8,900 円	13,800 円	15,100 円	
	44	7,700 円	8,900 円	13,800 円	15,100 円	
	45	8,000 円	9,300 円	14,100 円	15,500 円	
	46	8,000 円	9,300 円	14,100 円	15,500 円	
	47	8,000 円	9,300 円	14,100 円	15,500 円	
	48	8,000 円	9,300 円	14,100 円	15,500 円	
	49	8,300 円	9,700 円	14,400 円	15,900 円	
	50	8,300 円	9,700 円	14,400 円	15,900 円	
	51	8,300 円	9,700 円	14,400 円	15,900 円	
	52	8,300 円	9,700 円	14,400 円	15,900 円	
	53	8,600 円	10,500 円	14,700 円	16,300 円	
	54	8,600 円	10,500 円	14,700 円	16,300 円	

(2) 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員

職員の 区分	級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員	55	8,600 円	10,500 円	14,700 円	16,300 円	
	56	8,600 円	10,500 円	14,700 円	16,300 円	
	57	8,800 円	10,900 円	15,200 円	16,700 円	
	58	8,800 円	10,900 円	15,200 円	16,700 円	
	59	8,800 円	10,900 円	15,200 円	16,700 円	
	60	8,800 円	10,900 円	15,200 円	16,700 円	
	61	9,100 円	11,300 円	15,500 円	17,100 円	
	62	9,100 円	11,300 円	15,500 円	17,100 円	
	63	9,100 円	11,300 円	15,500 円	17,100 円	
	64	9,100 円	11,300 円	15,500 円	17,100 円	
	65	9,400 円	12,100 円	16,100 円	17,400 円	
	66	9,400 円	12,100 円	16,100 円	17,400 円	
	67	9,400 円	12,100 円	16,100 円	17,400 円	
	68	9,400 円	12,100 円	16,100 円	17,400 円	
	69	9,700 円	12,500 円	16,300 円	17,700 円	
	70	9,700 円	12,500 円	16,300 円	17,700 円	
	71	9,700 円	12,500 円	16,300 円	17,700 円	
	72	9,700 円	12,500 円	16,300 円	17,700 円	
	73	9,900 円	12,900 円	16,500 円	18,000 円	
	74	9,900 円	12,900 円	16,500 円	18,000 円	
	75	9,900 円	12,900 円	16,500 円	18,000 円	
	76	9,900 円	12,900 円	16,500 円	18,000 円	
	77	10,200 円	13,300 円	17,000 円	18,300 円	
	78	10,200 円	13,300 円	17,000 円	18,300 円	
	79	10,200 円	13,300 円	17,000 円	18,300 円	
	80	10,200 円	13,300 円	17,000 円	18,300 円	
	81	10,400 円	13,700 円	17,200 円	18,500 円	
	82	10,400 円	13,700 円	17,200 円	18,500 円	
	83	10,400 円	13,700 円	17,200 円	18,500 円	
	84	10,400 円	13,700 円	17,200 円	18,500 円	
	85	10,600 円	14,000 円	17,400 円	18,700 円	
	86	10,600 円	14,000 円	17,400 円	18,700 円	
	87	10,600 円	14,000 円	17,400 円	18,700 円	
	88	10,600 円	14,000 円	17,400 円	18,700 円	
	89	10,800 円	14,400 円	17,600 円	18,900 円	
	90	10,800 円	14,400 円	17,600 円	18,900 円	
	91	10,800 円	14,400 円	17,600 円	18,900 円	
	92	10,800 円	14,400 円	17,600 円	18,900 円	
	93	11,000 円	14,700 円	17,800 円	19,100 円	
	94	11,000 円	14,700 円	17,800 円		
	95	11,000 円	14,700 円	17,800 円		
	96	11,000 円	14,700 円	17,800 円		
	97	11,200 円	15,000 円	18,100 円		
	98	11,200 円	15,000 円	18,100 円		
	99	11,200 円	15,000 円	18,100 円		
	100	11,200 円	15,000 円	18,100 円		
	101	11,400 円	15,400 円	18,200 円		
	102	11,400 円	15,400 円	18,200 円		
	103	11,400 円	15,400 円	18,200 円		
	104	11,400 円	15,400 円	18,200 円		
	105	11,500 円	15,700 円	18,300 円		
	106	11,500 円	15,700 円	18,300 円		
	107	11,500 円	15,700 円	18,300 円		
	108	11,500 円	15,700 円	18,300 円		
	109	11,600 円	16,000 円	18,400 円		
	110	11,600 円	16,000 円			
	111	11,600 円	16,000 円			
	112	11,600 円	16,000 円			

(2) 教育職基本給表(三)の適用を受ける職員

職員の 区分	級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
再雇用職員以外の職員	113	11,700 円	16,300 円			
	114	11,700 円	16,300 円			
	115	11,700 円	16,300 円			
	116	11,700 円	16,300 円			
	117	11,900 円	16,500 円			
	118	11,900 円	16,500 円			
	119	11,900 円	16,500 円			
	120	11,900 円	16,500 円			
	121	12,000 円	16,800 円			
	122	12,000 円	16,800 円			
	123	12,000 円	16,800 円			
	124	12,000 円	16,800 円			
	125	12,100 円	17,000 円			
	126		17,000 円			
	127		17,000 円			
	128		17,000 円			
	129		17,200 円			
	130		17,200 円			
	131		17,200 円			
	132		17,200 円			
	133		17,400 円			
	134		17,400 円			
	135		17,400 円			
	136		17,400 円			
	137		17,600 円			
	138		17,600 円			
	139		17,600 円			
	140		17,600 円			
	141		17,700 円			
	142		17,700 円			
	143		17,700 円			
	144		17,700 円			
	145		17,800 円			
	146		17,800 円			
	147		17,800 円			
	148		17,800 円			
	149		17,900 円			
再雇用職員		8,000 円	9,700 円	11,300 円	12,800 円	16,300 円

※ 職務の級の最高の号給を超える基本給月額を受ける職員は、その者の属する職務の級の最高の号給とする。

別表第15の2(第33条の2関係)

入試手当表

1 教育職員

入試区分	業務区分	手当額
共通	入学試験委員会委員(全学) 試験実施委員(学部)	年度当たり 80,000円 年度当たり 11,000円
大学入学共通テスト	試験監督者 仕分委員	1日当たり 21,000円 1選抜当たり 3,000円
個別学力検査 (前期日程)	学力検査専門委員会委員(委員長・副) 出題委員(教科系) 出題委員(実技系) 点検委員 仕分委員 採点委員(教科系) 採点委員(実技系) 転記委員 調査書審査委員 面接委員 試験監督者 試験監督者(実技)	1教科当たり 11,000円 1教科当たり 34,000円 1教科当たり 17,000円 1選抜当たり 21,000円 1選抜当たり 3,000円 1日当たり 10,000円 1日当たり 10,000円 1教科当たり 8,000円 1選抜当たり 11,000円 1選抜当たり 11,000円 1日当たり 11,000円 1日当たり 5,000円
(後期日程)	出題委員 点検委員 仕分委員 採点委員 転記委員 調査書審査委員 面接委員 試験監督者	1教科当たり 17,000円 1選抜当たり 11,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1日当たり 10,000円 1教科当たり 5,000円 1選抜当たり 5,000円 1選抜当たり 5,000円 1日当たり 5,000円
特別選抜 学校推薦型選抜 帰国子女特別選抜 社会人特別選抜(保健学科) 私費外国人留学生選抜 編入学(転入学)試験 特別支援教育特別専攻科入試 養護教諭特別別科入試 大学院入試 総合型選抜	入試委員(学部・大学院) 出題委員 点検委員 仕分委員 採点委員 面接委員 口述委員 引率委員 出願書類審査委員 試験監督者	1選抜当たり 5,000円 1選抜当たり 5,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円 1選抜当たり 3,000円

2 教育職員以外の職員

入試区分	業務区分	手当額
大学入学共通テスト	試験実施本部 警備・誘導	1日当たり 6,000円
個別学力検査 (前期日程・後期日程)	試験実施本部 警備・誘導	1日当たり 3,000円
特別選抜 学校推薦型選抜 帰国子女特別選抜 社会人特別選抜(保健学科) 私費外国人留学生選抜 編入学(転入学)試験 特別支援教育特別専攻科入試 養護教諭特別別科入試 大学院入試 総合型選抜	入試業務従事者	1日当たり 2,000円 半日当たり 1,000円

別表第16(第38条関係)
管理職員特別勤務手当額表

区 分		第38条第1項における手当支給額(実働時間が6時間を超える勤務)	第38条第2項における手当支給額
指定職基本給適用職員		18,000円 (27,000円)	—
特定管理職員	1種適用職員	12,000円 (18,000円)	6,000円
	2種適用職員	10,000円 (15,000円)	5,000円
	3種適用職員	8,500円 (12,750円)	4,300円
	4種適用職員	7,000円 (10,500円)	3,500円
	5種及び6種適用職員	6,000円 (9,000円)	3,000円

別表第17(第39条関係)
管理職加算割合表

基本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	7級・8級・9級	1種	100分の25
	7級・8級	2種	100分の15
	7級・8級	3種(学長が定める職員に限る。)	100分の10
教育職(一)	5級	2種	100分の15
	5級	3種(学長が別に定める職員に限る。)	100分の10
医療職(二)	6級・7級	2種	100分の15

別表第18(第39条関係)
期末手当在職割合表

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

別表第19(第39条関係)
役職段階別加算割合表
1 一般職基本給表適用者

基本給表	職務の級	加算割合
一般職(一)	9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
一般職(一)	5級・4級	100分の10
一般職(二)	5級	
一般職(一)	3級	100分の5
一般職(二)	4級・3級(学長が定める職員に限る。)	

2 教育職基本給表適用者

基本給表	職務の級	加算割合
教育職(一)	5級	100 分の15 (学長が定める職員 は100分の20)
教育職(二)	4級	100分の15
教育職(三)		
教育職(一)	4級・3級	100 分の10
教育職(二)	3級・特2級	(4級の職員のうち 学長が定める職員 は100分の15)
教育職(三)		
教育職(一)	2 級	100 分の5 (学長が定める職員は 100分の10)
教育職(二)		
教育職(三)		

備考 基本給表欄及び職務の級欄の教育職基本給表(一)2級、教育職基本給表(二)2級及び教育職基本給表(三)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。

3 医療職基本給表適用者

基本給表	職務の級	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級	100分の15
医療職(二)	7級・6級	
医療職(一)	5級	100分の10
医療職(二)	5級・4級	
医療職(一)	4級・3級・2級	100分の5
医療職(二)	3級・2級	

備考 基本給表欄及び職務の級欄の医療職基本給表(一)2級及び医療職基本給表(二)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。

別表第20(第40条関係)
 勤勉手当勤務期間割合表

勤務期間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

別表第21(第41条関係)
 期末特別手当在職期間割合表

在職期間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30